

# 令和5年第1回定例会

( 第4日 )

令和5年3月8日

令和5年第1回平川市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程（第4号）令和5年3月8日（水）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

- 1番 葛西 勇 人
- 2番 山谷 洋 朗
- 3番 中 畑 一二美
- 4番 石 田 隆 芳
- 6番 工 藤 秀 一
- 7番 福 士 稔
- 8番 長 内 秀 樹
- 9番 佐 藤 保
- 10番 山 田 忠 利
- 12番 原 田 淳
- 13番 桑 田 公 憲
- 14番 齋 藤 剛
- 15番 工 藤 竹 雄
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総務部長兼健康福祉部理事	對 馬 謙 二
財 政 部 長	西 谷 司
市民生活部長	今 井 匡 己
健康福祉部長	工 藤 伸 吾
経 済 部 長	對 馬 一 俊
建 設 部 長	原 田 茂
教育委員会事務局長	一 戸 昭 彦

平川診療所事務長	宮 川 厚
会 計 管 理 者	古 川 聡 子
農業委員会事務局長	小笠原 健
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇
監査委員事務局長	成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長	小 野 生 子
総務議事係長	河 田 麻 子
主 事	佐 藤 吏
主 事	藤 木 遥 奈

**○議長（桑田公憲議員）** 皆さん、おはようございます。

7 番、福士 稔議員より、少し遅れる旨の連絡がありました。

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1、一般質問に入ります。

本日は、一般質問通告一覧表の第 9 席から第 12 席までを予定しております。

なお、第 10 席、葛西勇人議員より、一般質問に関する資料について事前配付の申し出がありましたので、これを許可しております。

第 9 席、14 番、齋藤 剛議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（齋藤 剛議員、質問席へ移動）

**○議長（桑田公憲議員）** 齋藤 剛議員の一般質問を許可します。

**○14 番（齋藤 剛議員）** 皆さん、おはようございます。9 席、14 番、齋藤 剛です。ただいま議長より一般質問の許可が出ましたので、これから一般質問をいたします。

1 東部地区の廃校についてでございます。今まで私、何回も、このことについて一般質問しましたが、まだ結果も出ずという形でございますけれども。

まず、小国小中学校からであります。市は旧小国小中学校について、現在、校舎の一部を民間企業に、そばもやしの生産施設として貸付けしております。今後、いつまで貸付予定なのか市の考えを伺いたいです。

また、いずれは老朽化により旧校舎を解体することになると思うが、産業廃棄物高騰もあり、ますます取っておけば取っておくほど、金かかるかなと感じてございます。でも私見る限りでは、とりあえずプールだけでも、ほごしてくれればいいのになって感じています。去年も言いましたけれども、あのプール、必ず水たまりが残ります。ブヨも発生します。隣近所に御迷惑もかけています。隣近所そのものも遠いんですけども、発生しています。去年も言いましたけれども、ある日、蛇が 1 匹迷って 3 日ほど生きていました。毒蛇でもないの片づけようかなと思っていましたら、誰かが片づけたようでございますので、それを見る子供さんたちも今いない状況でございますので、何とかプールだけでも片づけてくれればなあと感じておる次第でございます。

次に、葛川小中学校についてであります。旧葛川小中学校の敷地は昔から学校があつて、地域住民の集いの場所として親しまれてきました。閉校の際に公的な場、例えば支所、消防屯所、診療所、老健施設、集会施設等に利用するように提案してきましたが、できませんでした。そして、閉校した現在になって解体を余儀なくされています。そのため、集会所施設の建設、消防屯所の建設と計画されていますが、そのほかの施設、敷地はどのように考えていますか、見解を伺いたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長、答弁願います。

**○市長（長尾忠行）** 齋藤 剛議員の御質問にお答えをいたします。

まず、私からは旧葛川小中学校について、お答えをいたします。旧葛川小中学校につきましては、来年度解体工事を予定しており、校舎跡地の利活用については、議員御指摘のとおり、葛川地区の集会施設及び消防屯所の建設を計画しております。校庭等の跡

地の利用計画については、現在のところ具体的な利活用方針は決まっておりませんが、草刈り等の維持管理については引き続き市が行います。

旧小国小中学校についての御質問は、財政部長より答弁させます。

**○議長（桑田公憲議員）** 財政部長。

**○財政部長（西谷 司）** 私からは、旧小国小中学校についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、旧小国小中学校の校舎は平成23年度より、あすなろ理研株式会社に対し、そばもやし生産施設として校舎の一部を貸付けしております。貸付期間は令和8年3月31日までとしておりますが、それ以降も貸付けするかどうかは、具体的に決まっていない状況です。

次に、プールだけでも解体できないかとの御質問ですが、校舎とプールを分けて解体するより、一括で解体するほうが費用の圧縮が見込まれることから、解体時期は未定ではありますが、校舎とプールを一括で解体したいと考えております。

また、議員御指摘のプールに水が溜まるとのことにつきましては、経年劣化による床のゆがみにより、底に水たまりができやすい状況であることを確認しております。このことから、水辺の広場をはじめとする施設管理のために東部地区に行った際には、プールの状況を確認してまいります。衛生環境上、付近に悪影響を与えるような事案が発生すると見込まれる場合には、プールの底から水を抜く方法を検討し、水たまりが発生しないように対応してまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 齋藤 剛議員。

**○14番（齋藤 剛議員）** 非常に明快な回答でございました。まず、市長がお答えしました葛川について再質問いたします。

葛川の学校、来年度といたしますと来年度は来年度だけど、今の4月以降から来年度になるので、まあ5月、6月頃かな解体と思っています。それで、間違いございませんでしょうか。

それと私、閉校になる前そして後にも、例えば葛川小中学校は、いろんな公的なものが農協は別でございますけども、屯所、それから診療所、それから公的民営の老健施設などなどありますけども。それを何とか学校にまとめて、あの校舎を活用するようにしてくださいって、何回か前市長のときも言いましたけども、なかなか、いい返事がもらえなくて。結局、一つ一つに水もねばまねし、診療所に関しては、エックス線使うはんで壁を養生さねばまねとかって、いろんな形でお金がかかるっていうような答弁で、逃げきってしまいましたけども。

まあ私感じるには、したはんで今お金かけて校舎を壊して、そしてまたお金かけて集会所造るんだべさ。屯所でもっていう感じでありますので、何とかこれそのときやっておけばな、今、非常に皆さん快適に使えたのになっと。後悔、私自身は後悔してませんけども、市全体には、いらぬお金かかるなっていう。時々、津軽弁混ぜてしゃべってますけども、そう感じています。どっちみち今になって、やっぱり校舎も要らない、集会所も必要だっすんだば、これやむを得ないかなと思って、結果を待つしかないなと思っておりますけども。

例えば、今までの集会所は克雪センターと言って、102号線の春先の除雪に県のほうから2人ほど除雪するために泊まりがけしてやる施設を、平川市で何とかっていう形で集

会所に使っていました。したがって、例えば葛川の町会の人が晩6時から会議やる、集会所使いたっていえば、支所に行って、お昼に鍵借りてきて鍵開けてセンターに暖房つけて温めで、6時頃にみんな集合しても熱くなって、ちゃんとした会議できるような状況でした。

でも、土曜日の午後やるっていえば、金曜日から鍵借りてこなきゃ駄目なんです。でも、よその施設、公民館等は各町会長に管理委託されて、町会長さ行けば鍵30分前でも1時間前でも鍵借りれるというような状況ですけども。

克雪センターに関しては支所管理になっていますので、それはこれからはどうなるのか。支所管理でやるだけ、非常に不便です。例えば、集会所として、そして避難場所として利用する場合、役所で災害の日、出はってなかったら、鍵借りることもできません。その町会の町会長だったら、町会長そのものいなくても奥さんいなりすれば鍵借りることもできますし、その辺はこれからは公民館、センターとして使ったとして、どのような使用方法になるのかお尋ねいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 集会所の管理がどういうふうなことになるのかということですが、それともう一つ、来年度の解体工事はいつ頃かかっていう御質問でございましたので、担当部長よりお答えさせます。

**○議長（桑田公憲議員）** 財政部長。

**○財政部長（西谷 司）** まず、解体の時期でございますが、議員のおっしゃるとおり来年度予定しておりますけども。早期に着工できるよう、今現在、準備中でございますけども、その工事の完了時期については、恐らく年度いっぱいかかるものと考えております。

それから、克雪センターのその集会施設等の管理、今後どうなっていくのかの話ですが、今の計画の中では集会施設と消防屯所との複合施設的な考え方でございますので、恐らくは集会施設部分については、指定管理という考え方になっております。

**○議長（桑田公憲議員）** 市民生活部長。

**○市民生活部長（今井匡己）** 私からは、克雪センターのほうの鍵の件で、少しお話しさせていただきます。現在、町会のほう御不便おかけして地域住民の方に御不便をおかけしているようであれば、今後調整して、鍵をスムーズに貸出し等できるように検討してまいります。

**○議長（桑田公憲議員）** 齋藤 剛議員。

**○14番（齋藤 剛議員）** 便利になっていくと思うけども、今40戸ないような町会に、そのセンターを造って、これから例えば無落雪造るのかどうか分かりませんが、例えば無落雪造った場合、天井に落ち葉が落ちて排除するように、それは村の町会の人たちやっていますけども。

管理費そのものが11月から3月まで、パイプに巻くコイル、あれ6万円かかるんですよ、センターの場合、深夜電気使って。それが37から38戸の家庭で冬中補っていくのって言えば非常に大変なんですけども。その辺、そして戸数、利用戸数によって平米数が違いますけれども、それはやっぱり平米数が戸数が少ないから平米数が少なくなるんでしょうか。その辺、お尋ねいたします。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） ただいまの御質問でございますけども、トイレのコイル、要するに凍結しない形のものだと思うんですけども。その部分に関しては、ちょっと今、内容のほうを町会のほうとの状況もちょっと確認しておりませんので、今、議員から御指摘あった部分に関しては、電気料かかるという部分をちょっと確認しながら、担当部課のほうと話をしていきたいというふうに思います。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員に申し上げます。手挙げるとき、はいでなく議長でいいです。

齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 私、手上げるもんだば返事するもんだべと思って、分かりました。

それは、電気料に関しても検討するとありますけども、実際、今、センター造るのは非常にいいんだけど、ほんとに利用する利用価値が少ない時代に入りました。冠婚葬祭もやらないし、そして、それはうちほうは月に3回ゼロの付く日、年配のおばあちゃん、若いおばあちゃんいないけど、年配の人たちが、おばあちゃんたちが10人ぐらいで、一人暮らしの人たちに昼間飯、弁当作ったりしてやっています。

そういう観点からして、利用価値は非常に少ないけども、果たして、これから造ればまねずわけでねけども、こうやって各施設さセンター造っていいんだべかなっていう、気持ちもわんつかあるんだけど。もし、これ確かに葛川小中学校は昭和26年かなあ学校できたの。で、100年ぐらいくらしてるっていう、その前からありますので。あの場所は、川は近いけども水害にはならないという感じの避難場所としても使われてもいいのかな、という感じもありますので。確かに、集まりやすい場所ってどこの町内にもありますので、確かにあそこは葛川小中学校は集まりやすい場所だなと感じていますので。

取り留めのない質問でございますけども、いつ頃、ほごすんだか分かんねけども、いつ頃ほごすんじゃなくて、学校そのものは校舎も体育館も全部ばらすんでしょう。解体するんでしょう。例えば、センター造る、その箇所だけじゃなくて。そのほかは校庭は残るだろうし、全部解体するのに何億くらいかかるのかちょっとその辺、大体でいいはんで、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） はい、計画では校舎と屋体と共に解体する計画だと認識しております。

○議長（桑田公憲議員） 金額分かりますか。財政部長。

○財政部長（西谷 司） 解体工事の金額は9,900万円ほど見込んでおります。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 分かりました。もう1回聞くけど、校舎も体育館もだよな、全部な解体、そう聞こえだけでも。

○議長（桑田公憲議員） 財政部長。

○財政部長（西谷 司） その通りでございます。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） それでは、小国小中学校についてであります。

あすなる理研で、あそこ使うようになったのは閉校してからでございます。そのときは、この町会の人たちに、そばを作ってもらい、そしてこの町会から4人ほど女の子を従業員としてお願いしたい、というような要望でございました。で、私どもも、お母ちゃんたち仕事ないどこ4人もそば作りに行くんだばいいばなって、何とかやろうよって。そして、田んぼも遊休農地がいっぱいありますので、それにそばつけて、そばは収穫上がねけどもいいやなって、そしてそういう話でありました。

それがなんと、そのそば作る次年度になったら、いやここは湿気が強くて、そばの収穫には無理です。まず、ああんだがあって。女の子も4人ほどと言われましたけども、2人は平賀の方から来て、2人は小国の町会から行ってました。そして、今は1人になっていますけども。1週間に2回かな、2日か3日仕事すれば、これは時の事情でございますので、それもいいですけども。

へばなんで、小国の遊休農地にそばつけさせるって、いい条件並べだっすのかな。それも簡単に湿気があるから、ここではそばの収穫は不向きです。今、深浦のほうでそのそばを作ってもらって、そばもやし作っているそうでございます。

別に深浦にやきもち焼くわけでねけども、初めからそういう気持ちねんだば、湿気あるのは昔からそこで湿気あっても、ちゃんとした米作って、レイメイのときは13俵も上げて、みんなして頑張ってたんですよ。それでも湿気あって駄目だっすんだば、いいばなって、そしてみんな納得したんだけども。初めからできねず約束するなさあって感じであります。

それと今、あすなる理研でそば作ってるのは教室2個です。教室2個に全面のマットを敷いて、そして畳2枚ぐらいのところにコンテナおいて、それにもまだ電熱マット敷いて38度ぐらいに上げて、それに2段重ねの箱重ねて、そば粉まいて4日で収穫しています。それは高いので、意外とこの辺のスーパーでも売っているみたいですけども、なかなかという感じでございます。

でも、あの大きい校舎でたった2個しか使ってないんだば、例えば平賀のアパートでもできるべえなあ。それに、平川市で研究資金として毎年お金出して、そのほか任せてるっすんだば、ほんとにこれもまたいいのかなっても感じもしています。

でも、不用の長物の校舎がある関係上、雪も降ろさねばまね、それは管財課で降ろすはんでいいんだけども。要らねば、要らねのになって感じてもありますので、ほんとにこれからなんも使い道ねえんだば、小国の小中学校も、例えば葛川で9,900万円で解体できるんだば、小国もそのくらいで解体できるのかな。私たち見れば2億円くらいかかるのかなっても思ってますけども、解体の時期って見当もつかないんですか。

そして、これから3年あすなる理研さんで使うわけですけども、令和5年から令和8年まで使うわけですけども、あすなる理研さんと相談して、例えばその辺のアパートでも畳2畳ぐらいのところ、3畳ぐらいのところ、もやしはできると思うんですよ。その辺、あの大きい学校の22か23の教室ありますけども、2個だけ使ってあと使わなくて。

そして、例えば体育館でも使いたって私、去年、おとし、うちほうの町会の人に言われてお願いしたら、体育館使ってもいいんだよって。その代わり、まず掃除して、そして弓道やる人だはんで的張って弓道やるっすけども。それも、役所では貸すにい



いって閉校したのに、貸さいねって。何でって言ったら、1か月分の電気料払ねばまねと。一晩げ借りて1か月分なあ。実際、電源止めでまってるはんで、それをオンしただけで1か月分かかるはんでって。友達に、2時間使っても1か月分払ねばまねんだどって言ったら、どうへばよって。小国の学校閉校するとき、いつでも村の人たち使えるようになって、しゃべったきゃなって。まあそれは余談として、意外と通告外の話になってしまうはんで。

でも、貸さいねもんだば壊してまれば一番いいのになって感じていますので、見通し、ほんとにねえんだべがって。この産業廃棄物が年々高騰しているなか、大体の見通しとして見通しになんねんだか分かんねえども、その辺、市長お願いいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 財政部長。

**○財政部長（西谷 司）** 先ほども答弁したとおり、その辺のところは、あすなろ理研株式会社さんともその辺のお話はしておりません。それから壊す際の手法につきましては、私どものほうもきちんとその財源手当のことも踏まえた上で計画してございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

**○議長（桑田公憲議員）** 市長。

**○市長（長尾忠行）** 議員のほうから、私のほうの見解をお伺いしたいようでありますので、お答えをしたいと思います。そもそも論からいきますと、あそこの小国小中学校、葛川小中学校は、地域の人の要望があって建てられたものだというふうに、旧平賀町時代に建てられたものだと聞いております。ただ、少子化が進んで児童生徒が少なくなった中であって十数年で廃校という形になりました。非常に残念でありますけれど、行政といたしましては、その利活用をどうするかということで、様々呼びかけをしたというふうにも聞いておりますけれど。その中であったのが、あすなろ理研のそばもやしの栽培というふうに伺っております。

また、葛川小中学校に関しましては、先ほど議員のほうから指摘がございましたが、これから公民館と消防屯所ですか、一緒に建てるってことでありますけれど。葛川地区にあっても、ほとんど急傾斜の危険地域で様々な物を建てられるってような状況ではないということで、今回の旧葛川小中学校を解体した跡地に、集会施設と消防屯所を建てるという計画を持ったものであります。

なぜ、今まであった小中学校を集会施設やあるいは支所機能や様々な葛川地区にある行政機能を全部持たせることができないのか、というふうなことで、いろいろ検討した中であって、いわゆる廊下の幅とか、これは高齢者施設ではとても全部中を改修する必要があるとか。また、上まで木造使ってますのでそれを全部取り剥さなければ福祉施設には使えないとか、そういう理由があってなかなかそのままでは使えないということで、現在のような形になっているわけですので。これは、議員最初から携わっているように聞いておりますので、御存知のこととは思いますが、改めてそういうところを申し述べさせていただきたいと思います。

それから、克雪センターの機能、当初は旧平賀町時代は確かに克雪センターと集会施設を兼ねたような、また地区公民館も兼ねた施設であったりというふうに記憶をしておりますけれど、それらは今度はなくなっていくしますので、いわゆるコミュニティーの場の集会施設、また災害時の一時避難所の集会施設として新しく建てさせていただくとい

うふうなことでございます。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） どうもありがとうございます。確かに、私ども子供たちのいるときには、学校に関して一生懸命頑張って建ててください、ということをお願いして、平成10年小国小中学校の完成で、12年の予定の葛川小中学校が前倒しで11年にという形で、8億円と7億円の学校ができて、皆さん喜んだ記憶もつかの間、11、2年経ってから閉校という形で。ええもったいなあ、ユニックあれば平賀の学校さ持つて行くにいいのなあって、そうやって皆していただもんでございました。

それは時の流れで、校舎造るにも校舎を解体して診療施設造るにも、そして介護施設造るにも、いろんな改築費用もかかるんだっていうことも分かっていた。でも、何とかっていう形で、それは時の流れで今になってございますけども、極力、いつかほごさねばまねもんだだば、解体さねばまねもんだだば、早めに検討していただければと思って、この件に対しての質問は終わらせていただきます。

2 大型ドローンの購入についてでございます。まず、大型ドローンとは、どの程度から大型なのか。まあ私、ドローンについて非常に知識がなくて、このような質問するのは非常に、おかしいんだけども。

そして、まあこれからはドローンは非常に活躍するだろうなあ。そして、自分の希望は、役所の職員である程度ある程度若い人。年配の人では失礼だはんで、例えば免許取って2、3年で退職するだばちょっとあれだはんで。免許取るのに、どのぐらいかかるのか。

そして、大型とは何キロぐらいまで重量が持てるのか。そして、カメラ付けで例えば何キロメートルまでドローンの操縦ができるのか。それとも、コンピューターで入力してしまえば、カメラでずっと何十キロでも飛んで行って帰ってくるものなのか。

ちょっと自分では、役所にあるのは鳥獣保護だとか鳥獣の観察だとか、山林の境界見るとか、その程度しか今現在ある役所のドローンはその程度の活躍がなあって思っていますけども。これからは、それこそ災害で去年の8月に善光寺で3日ほど孤立しましたけども、そういうどこにでも、何か災害の支援物資運べるのかなあと思って、ただ想像だけで今、一般質問していますけども。

その辺、ドローンの大きさ、免許の取りあんばい、取りあんばいっていうのかな。10人くらいさ免許取らせるとか、そういうのについて後々またお尋ねしますけども。まずドローンの大型とは何か、そして、これから必要なものは何台くらい必要なのか、お尋ねいたします。

○議長（桑田公憲議員） （2）は、いいですか。（1）（2）ありますけども、一緒にいいですか。

○14番（齋藤 剛議員） はい。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問のドローンに関する答弁は、総務部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 齋藤 剛議員の御質問にお答えします。答弁の内容が若干前後するかも分かりませんが、よろしくお願いたします。

まず、免許の保有者でありますけども、免許証の保有者については2名、今月中に1名がスクールに通う予定となっております。もし資格を取得した場合には、合計で3名となるというふうな状況でございます。あと令和5年度においても、8人分の費用は5年度の予算で計上しております。

それから、免許の費用でございますね。免許の費用については、今現在、国家資格にもなってきましたけども、現在、民間資格というふうな形で免許のほう取りにやらせております。その民間の費用ですけども、26万1,000円になっております。

そして今後はですね、国家資格のほうを有していく形に、二等の資格と一等の資格というふうな部分がございます、それぞれまるっきり新規で二等の資格を取った場合は31万7,000円かかります。それから、一等資格になりますとかなりな、合格率も低くなるんですが50万円以上かかってくるというふうな状況になってございます。

したがいまして、現在は民間資格で2名取得していますし、これから行く予定の職員もいるんですけども、その民間の資格を取った方が新たに国家資格二等資格を取るとなれば、追加で13万2,000円かかるというふうな状況になってございます。

それから、どのぐらいの距離と大きさのものというふうなことでございますけれども、まず、ドローンには多くの機種がありまして、主に3種類に分類されます。

まず、1種類目が小型のもので、機体重量が100グラム未満のトイドローンと呼ばれるもので、1万円ほどで購入できるものでございます。

そして、2種類目が撮影目的の空写ドローンと呼ばれるもので、こちらも1万円ほどで購入できるものから、機能が備わっております。30万円ほどの金額になるものでございます。

それから、3種類目が農業や建設業などの分野で活躍される、今、議員が大型ドローンと呼んでましたけども、その分野に入ってくると思います。その分野に活用される産業用ドローンと呼ばれるもので、農薬散布や測量目的に使用されるものです。物資搬送や災害現場で使用されるものも、産業用ドローンに分類されます。価格は安価なもので50万円程度、高価なものでは300万円以上する機種もあるということでございます。

それから先ほど、撮影の距離もお尋ねされておりましたけども、かなりな部分で今、私が一番大きく範囲で見ているのは、山林の空写を撮った部分を見てますけども、かなり広く撮ってますので。ただ、その何キロメートルまでOKとか、撮影して送信するもしくは録画するという部分については、ちょっと今、資料を持ち合わせていませんので、ちょっと回答することは難しいんですけども。かなり、山、皆さん動画の空写のドローンの映像見てる部分もあると思いますけども、かなりの部分で広範囲に広く高くというふうなことで、確認は私もしておりました。

**○議長（桑田公憲議員）** 齋藤 剛議員。

**○14番（齋藤 剛議員）** 非常に知らないことばかり、ありがとうございます。

例えば、1人当たり31万7,000円かかるとか、一等の場合は50万円とあってありますけども1人当たりですよ。8人の予定はあるけども8人分じゃないよね。はい。

それと例えば私、これからはドローンの社会かなって。悪天候の場合はドローンは、どの程度の悪天候つうのかな、100ミリ程度の例えば水害あるかも分からないっていうとき、ドローン飛ばして碇ヶ関だとか温川だとか飛ばすにいいもんだあべか。悪天候だば

落ちるだべか。その辺、どの程度って雨の具合、雷もまねだろうし、天気いいときしかドローン飛ばさいねだば、なんかドローンの意味がないような感じがしますけども。

災害時、例えば我々議員で議会改革の中に、もし何か災害のあった場合は届けましよう。どうやって届けるのって言ったら、議長にしゃべって書類にして書いて届けるというような。議長、何人もいねべって。碇ヶ関さ行った議長が大木平さ行くにいがして、同じ日に、ってというような感じ。それは、後ほど書類にして下さいって意味だ。でも、現状分からねべって、じゃあドローンがあるべったって、じゃあドローンが悪天候のとき傘かぶって行くわけにいかねし、ドローンって雨の降り具合によって落ちるんだばドローンの意味ないし、ドローンも悪天候、大変だなって感じるんだけども、その辺ちょっとお尋ねいたします。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 基本的にですね、市で保有しているドローンについては、雨天時は駄目だということでございます。したがいまして、当然、風ならいいのかというふうなことになるば、やはりそのドローンの機能的なものもありますけども、やはり悪天候であれば、ドローンは飛ばすべきじゃないというふうな考えをしております。ただ議員の今の質問にあるとおり、その何メートルだば駄目で、どのくらいの雨ならいいかというふうなところまでは確認しておりませんので、資料も持ち合わせておりませんので御理解くださるようお願いしたいと思います。

また先ほど、ちょっと答弁のほうで漏れましたけれども、大型ドローンについては20キログラム以上というふうなことでもございました。あわせて、私先ほど空写と言いましたが空撮の誤りでございますので、大変申し訳ありません、訂正願います。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） また知らない事聞いて迷惑だけど。例えば目視できる分は、飛ばしてやって帰るかと思えます。多分いいのかなって思い、目視できないのは搭載されたカメラによって、コンピューターに入力してどこまで行っても帰ってくるようにする事もできるかも分かりません。

それは、我々メディアの放送見てれば、非常にとんでもないどこにドローン飛んで行って撮影して帰ってくる。あれは、かなり大変だべな、かなり予算使ってるべなっていうような見方もします。世界のライン川だのずっと川だけ行って、何十キロこれ飛ばすのよって感じています。でも、この辺ではそういうのは購入無理だろうけども。カメラ付ければコンピューターに入力しにいいのか、カメラ付けなければ目視だけで帰ることが帰させることができるのか。

例えば目視っていえば、善光寺平から大木平見えるんですよ、目視できるんです。それは20キロメートルあるかも分からないけども。じゃあ、その間目視できるから飛べるのかっていえば、果たしてそういうのってどんだんだべなって感じるんだけども、非常に無知でそういうのはちょっと分かっていたら教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 目視できない場所での飛行、空撮となりますけども。まず、目視できない場所での飛行は、一種免許が必要だということでございますので、ドローンによっては、空撮も可能であるということには理解をしておりますが、正式な資料を

持ち合わせてませんけども、そういう状況ですので御理解くださるようよろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤 剛議員。

○14番（齋藤 剛議員） 分からないことばかり聞いて、ほんとに資料も持ち合わせなくて、総務部長もちよっと職務怠慢だなとも感じています。これ仕方ね、分かぬものは仕方ねだはんでいいけども。

これからの活動範囲に、私はドローンは民間では持てないもんでも役所では持てるのかな。そして、ほんとに災害救助あたり活躍してもらいたいですよ。ということは、今20キログラムまで重量持てますって言ったけど、そして悪天候では極力できませんとも言いました。

じゃあ例えば今、乗用車がドローンの時代になっている時代になります。乗用車さ乗ってドローンになって飛んでいって悪天候になって事故、墜落せば死んでまるべな、それは極端ですけども。そういう時代が来るので、実際役所でもドローンの免許を極力若い人に取らせて、そしてドローンも小さいものから意外とこう購入して、非常にいい役所、面白い役所だなんていうくらいの気持ちでやっていただければ、これから、ドローンの活躍はいろいろあるかなと思いますので。その辺も、これからの人たちのために、何とか活躍していただきたいなと思っていますので。

私の一般質問、これで終わります。

○議長（桑田公憲議員） 14番、齋藤 剛議員の一般質問は終了しました。

午前11時まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10席、1番、葛西勇人議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（葛西勇人議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員の一般質問を許可します。

○1番（葛西勇人議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第10席、議席番号1番、新生会の葛西勇人でございます。それでは通告に従いまして、一問一答方式にて質問をしてみたいと思います。なお、質疑においてお互いに確認をしながら進めてまいりたいと思いますので、両面6ページの資料を配付させていただきました。御参照いただきたいと思います。

質問に入る前に、前回定例会における一般質問において、私は令和2年度平川市一般会計と財務書類の指標分析を踏まえ、昨年開庁した新本庁舎の大規模建設事業費用があっても、当市は適切かつ持続可能な財政運営ができることを確認いたしました。

また、令和4年10月策定の平川市財政運営計画では、令和8年度までの当市の財政健全化比率は、実質公債費比率が全国平均を若干上回り8%前後の比率で推移するが、それ以外の指標は比率なしとなり、当面の間、当市は適切かつ持続可能な財政運営が継続

されていくものと私は考えております。

一方で、当市の人口は減り続け、社会動態の推移は改善されてきてはいるものの、当市発表の今年1月末現在の人口は3万86人となっており、今年はいよいよ3万人を切るのではないかとこの瀬戸際の状況にあります。

したがって、財政状況に余裕があるここ数年が、まさに当市として人口減少問題にあらゆる手段を駆使して、じっくりと、真剣に、そしてシステムチックに検討して、それに果敢に取り組んでいく必要があると考えています。

その取組の一つとして、私は学校の教育改革に注力していくべきと考えています。

今年の1月に中畑一二美議員と行政視察をした茨城県守谷市様は、ICTを活用して、子供たちの教育の質の向上を図ると同時に、校務支援システムを導入したり、最新の知見を調査研究するなどして、ハード・ソフト両面の対応で教職員の働き方改革も実現するなど、システムチックに学校教育改革プラン、すなわち教育DXを果敢に推し進めた結果、子供や若い世代の人口増加を実現した先進自治体であります。中畑一二美議員と私が視察をして感銘を受けた「形を変えて、意識を変える」をコンセプトに実施されている守谷式学校教育改革プランの詳細については、次の中畑一二美議員の一般質問に譲るとして、私からは教育長並びに教育委員会には、ぜひとも守谷市様を視察することをお願いしたいと思います。また当市も教育DXの第一歩として、令和5年度平川市当初予算案に、校務支援システム導入事業を当市単独事業として計上したことは、お隣の弘前市も導入に踏み切れないでいる中で、市長並びに教育長の英断に大いに感謝を申し上げたいと思います。今後とも教育長並びに教育委員会には、教育DXを推進していくことをお願いして、私の一般質問に入らせていただきます。

それでは1 空家等対策について質問をいたします。空家等対策については、市長が実施しているまちづくり懇談会などにおいて、市民の方より多くの要望・質問を頂戴しているテーマとなっております。

まず(1)平川市の現状と課題について質問をいたします。資料1(1)平川市の空家等対策の現状についてを御覧ください。アの平川市の空家の状況ですが、平成30年総務省住宅・土地統計調査の推計値によると、市内の空家戸数は約1,400戸、空家率12%に対して、全国13.6%、青森県15%とそれを下回っております。

しかしながら、そのうち二次的住宅、賃貸用住宅及び売却用住宅を除く、問題となる空家であるその他住宅は910戸、空家率65%となり、全国41.1%、青森県51.6%と、当市は大きく上回っております。空家等問題を放置すると、防災性・防犯性の低下、ゴミの不法投棄や悪臭の発生などの衛生の悪化、風景・景観の悪化など、地域住民の生活環境が悪化し、それに伴い地域活力が低下するとともに、過疎化・空洞化などさらなる悪循環が引き起こされることが懸念されるところであります。

この空家等問題は当市のみならず、全国の自治体でも大きな課題となっており、国では平成26年度に空家等対策の推進に関する特別措置法、略して空家特措法を定め、基本方針、計画の策定や空家の具体的措置などを示しておりますが、最近では民法や不動産登記法などを改正して、不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例や、所有者不明土地の利用の円滑化を図る方策などを創設するなど、対策を強化しています。

当市においても、平成29年6月に第1期の平川市空家等対策計画、令和3年3月に第

2期平川市空家等対策計画を策定し、イのとおり、当市で空家等が発生する要因や背景を調査し、ウのとおり空家等の発生予防・抑制、適切な管理の推進、有効活用、除却などの基本的な方針に基づき、主な施策を推進しております。しかしながら、後述いたしますが、当市の空家件数の現状は横ばいの傾向にあることから、今後は国の強化策を踏まえながら、当市もさらなる取組が必要であると私は考えます。

資料2を御覧ください。エは当市の主な5つの施策事業の平成30年度から令和5年1月31日時点までの実績の推移です。この中で、実績件数・金額が一番多いのは④老朽危険空家解体撤去補助金で、5年間で47件の空家が解消しております。この件数は、右に記載しております空家等の勧告措置の件数に近似しており、固定資産税等の住宅用地特例除外となる勧告措置を取ることが、空家解消に効果的であるということを示しております。そして、その影響で⑤固定資産税減免制度の利用が増加傾向にあると思われまます。オは当市の空家等の不良度判定レベル別内訳の平成30年度から令和5年1月31日時点までの実績の推移です。ここでは老朽危険レベルの件数が、ここ3年間で単年度75件と固定化していることが分かります。

また、利活用可能レベルは減少傾向にあるものの、全体的には横ばいの傾向にあることも分かります。カは特定空家等推計値と、それに対する措置等の平成30年度から令和5年1月31日時点までの実績の推移です。ここでは特定空家等の推計値は20件前後と横ばいの状況にあります。当市として命令や代執行の措置を取ったことはなく、助言指導及び勧告までの措置にとどめ、職員の方々が粘り強く交渉していることで、所有者に自主的解決を促しているのが現状であることが分かります。

資料3(2)平川市の空家等対策の課題についてを御覧ください。アは平成30年5月から令和4年6月まで開催された、平川市まちづくり懇談会での会議録を参考に、当市の市民の方から頂いた主な質問内容に対する当市からの回答となります。私はその中から当市の主な課題として大別すると、ナンバー1の代執行や危険空家等解体撤去の費用問題、ナンバー2、そして3の所有者不明あるいは管理不全の土地・建物管理や相隣関係等の法的問題、そしてナンバー4の空家等の利活用問題の3つの課題があると考えております。以上のことを踏まえて、改めて(1)当市が空家等問題の現状と課題をどのように捉え、また認識しているのかについて伺います。

次に、(2)課題解決に向けた施策等について質問いたします。資料4(3)課題解決に向けた施策等についてを御覧ください。(1)の平川市の現状と課題を踏まえ、平川市が抱えている課題を解決するために、今後の施策の強化を考えているのか、またさらなる施策の実施を検討しているのか、その内容も含めて当市の見解を伺います。

**○議長(桑田公憲議員)** 市長。

**○市長(長尾忠行)** 葛西勇人議員の御質問の空家等対策についてのうちから、まず空家問題の課題についてお答えいたします。

空家数は議員御指摘のとおり年々減少しておりますが、相続協議が整わず管理者が定まっていない空家等は、適切な管理が行われず放置されることによって、不良度が上がることとなります。その結果、危険な状態となる空家が多く見られますので、これらを解決することが、課題の一つであると考えます。

次に、課題解決に向けた施策につきましては、民法と不動産登記法が改正されたこと

により、令和6年4月から、不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に、相続登記申請をすることが義務化されます。また、令和8年4月からは、登記簿上の所有者については、その住所等を変更した日から2年以内に、住所等の変更登記申請をすることが義務化されます。

これらのことが義務化されることにより、相続手続きが長年放置され、所有者の判明が困難だった空家の所有者が明確となります。

これまで、空家所有者の判明は、税務情報など複数情報を集める必要があり、時間を要していたものが、登記情報が整理されることで、所有者判明の時間短縮につながりますので、法改正による相続義務化等を広く周知するとともに、これまで以上に所有者に対して、空家等の適正管理を促してまいります。

空家の現状についての御質問は、建設部長より答弁させます。

**○議長（桑田公憲議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 私から空家の現状についてお答えいたします。現在、市が把握している空家数は、令和5年1月末時点で399件、空家調査を開始した平成28年度時点では465件でありますので、年々減少の傾向にあります。また、老朽化により危険な状態である不良度4以上の空家数が、平成28年度時点で73件、現時点で75件でございます。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** 分かりました。課題としては相続協議が整わないということが、大きな課題であったということでしたが、それ以外にもいろいろと課題があるということも分かりましたが、平川市が抱える空家問題の中で、最も深刻と考える課題は何なのか、その理由も含めて当市の見解を伺いたいと思います。

**○議長（桑田公憲議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** ただいま御質問の深刻と考える課題と理由につきましてお答えいたします。

深刻となっている課題につきましては、先ほど市長が申しあげましたとおり、空家等の相続関係でございます。

理由につきましては、相続手続きを行わず空家等を放置すると、時間の経過とともに相続関係が複雑となり、所有者が明確にならず、空家等の管理不全の原因となっていることからです。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** 相続登記問題については、先ほどの答弁がありましたとおり、相続登記の申請の義務化で解消に向かうというふうに私も考えています。私としては先ほども述べましたが、特定空家等を含む老朽危険な空家の除却が進展していないことも、当市の大きな課題だと考えております。

続きまして、(2)課題解決に向けた施策等について再質問させていただきます。特定空家等を含む老朽危険な空家の除却が進展しないのは、資料4において課題のナンバー1としてあげた代執行や危険空家等解体撤去の費用を所有者が工面することができないことが問題となっていると、当市の過去の答弁などを踏まえて、私は考えています。

そこで、当市が代執行や危険空家を除却することになった場合に備え、その費用に充てるために環境保全を目的として、空家の所有者に対する法定外目的税を科すなどの新



しい税制を創設する案、あるいは相続放棄や所有者不明になった場合に備え、空家の所有者から解体撤去費用を事前に徴収したり、固定資産税を上乗せし、それを積立するなど、所有者からの事前徴収制度を創設する案を提案いたしますが、その効果や課題なども踏まえて、当市の見解を伺います。

**○議長（桑田公憲議員）** 財政部長。

**○財政部長（西谷 司）** 代執行及び危険空家除却の費用問題についてお答えいたします。危険空家を除却する際の費用に関する法定外目的税の創設の御質問でございますが、税金は、道路や施設などの社会資本整備のほか、ごみ処理や社会保障、福祉といった公共サービスを住民の皆さんへ提供する上で、費用の原資を広く公平に負担していただいているという制度であります。

個人などの所有物である空家の除却費用については、所有者の管理責任の中において解決すべきものであることや、空家に関わる手続きが法律により定められているという点を考慮しますと、法定外目的税の創設は難しいものと考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** 私の提言したことに関してはですね、法律を含む様々な課題があり、実現は難しいというふうに私も思っておりますけれども、ほかに何かそういう原資を得る手段はないものなのかどうか、引き続き当市には調査研究していつてもらいたいことをお願いしたいと思います。

2つ目の再質問ですけれども、課題のナンバー2と3としてあげた、の所有者不明あるいは管理不全の土地・建物管理や相隣関係等の法的問題についてですが、令和5年4月1日施行の民法等の一部改正により、所有者不明土地・建物管理人制度と管理不全土地・建物管理人制度の創設や、相隣関係問題として、隣地の竹木の枝が越境した際、状況に応じ切り取ることができることとなります。所有者不明土地・建物管理人制度とは所有者不明の土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てて、当該土地建物の管理人を選任してもらうことができる制度で、管理人は裁判所の許可を得れば、当該土地・建物を売却することもできるようになります。管理不全土地・建物管理人制度とは、所有者が適切な管理をしていない土地・建物について、利害関係人が裁判所に申し立てて、当該土地・建物の管理人を選任してもらうことができる制度で、ごみの撤去や害虫の駆除などを管理人に依頼することができるようになります。

これらの新しい制度について、当市として事前に検討し、準備を進めてきたのか、また、これらの制度が適用されることで、当市の空家等対策がどのように改善されるのか、その効果や課題なども踏まえて、当市の見解を伺います。

**○議長（桑田公憲議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 新制度と相隣関係のことについてお答えします。先ほど議員申し上げた質問と大分重複する部分がございますが、説明させていただきます。新制度の検討と準備につきましては、制度が適用されることにより、所有者不明などで管理不全の空家の隣地所有者が財産管理人の申立てができるようになり、また、相隣関係につきましては、これまで越境してきた雑木の枝を所有者の許可なく切ることができませんでしたが、状況に応じて切ることができるようになります。このことにより、市民が自ら空家の管理不全を解消することができるようになりますので、新制度の周知と相談体

制の検討を進めております。

次に、空家対策の改善につきましては、例えばこれまで管理不全の空家等において、雑木や害虫などの発生により、隣地所有者が悪影響を受けた際は、市が所有者を調べ適正に管理するよう通知するなど、その対応を促しておりました。この新制度が創設されることで、隣地所有者自らが管理不全の空家等に対し、適正管理のための財産管理人を申し立てることができるようになります。

今後は市からの情報提供や行政指導に加え、財産管理人による効果も期待されますので、市の空家対策において課題となっている管理不全空家等の改善につながるものと考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** 私は市内の空家等問題の中で、年々増加してきておりますアメリカシロヒトリ問題などに対して、この管理不全土地・建物管理人制度がかなり有効的だと感じております。とにかくこの新しい制度が市民に早く浸透するように、本市としては、周知啓発をよろしくお願ひしたいと思います。

ちなみにちょっと1点確認なんですけど、この新しく創設される管理人制度の利害関係人に平川市になる場合、市長が単独で判断することができるのか、それとも平川市空家等対策協議会に諮った上で、市長が判断することになるのかお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 建設部長。

**○建設部長（原田 茂）** 手続き上は市単独でやることは可能ではありますが、市の協議会あるいは各団体と協定を結んでおりますので、有識者の方に、やはりこれは相談をしながら、その先の行為については相談して決めていきたいと思っておりますので、やはり単独で進めていくということは考えておりません。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** 協議会の審議受けるってことですけど、あんまりこうがちがちにならずになるべくですね、危険な空家は解消していくようにですね、ぜひともお願ひしたいというふうに思います。

3つ目の再質問ですが、ナンバー4としてあげた空家等の利活用問題についてですが、現在、空家等対策を強化している国では、新制度の創設に続き、空き家特別措置法の一部を改正する予定ですが、これにより市がNPO法人などの団体を空家等管理活用支援法人に指定する制度が創設されることになっております。現在、本市では、指定を受けられる団体をどのくらい把握してるのか。また、どのようにこの制度を活用していきたいと考えているのか見解を伺います。

また、高崎市などの先進自治体では、空家物件の利活用を促す支援策として、地域団体や高齢者、子育て世代の方々が、気軽に利用できる場所として、空家を活用する場合には、その空家の改修リノベーション助成金や家賃補助を実施して、実績を上げてきております。本市の空家の有効活用の施策として、新たにそれに組み込んでいく考えがあるのか、その効果や課題なども踏まえて、本市の見解を伺います。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 葛西勇人議員御質問の指定を受けられる団体をどのくらい把握しているのか、またどのように制度活用していきたいと考えているのかの見解につい

てお答えいたします。現時点で指定の要件が具体的に示されていないことから、空家等管理活用支援法人となり得る団体は想定できていない状況であります。しかしながら、市に寄せられる空家に関する相談は多岐にわたるため、売買や賃貸から、相続・税金・ローンなど、不動産全般に関する専門的知識を備えた団体が望ましいものと考えております。

また、そのような団体があった場合、空家の利活用には広域的なマッチングが有効であることから、弘前圏域8市町村で連携して実施している弘前圏域空き家・空き地バンク協議会に参画していただくことも、活用方法の一つではないかというふうに考えてございます。

それから、次の質問のリノベーションと家賃補助の実施ということと、市の施策として新たに組み込んでいく考えがあるのかということの、効果や課題についてでございますけれども、高齢者や子育て世代など、地域住民の方々が気軽に利用できる場所として空家を活用する場合に、費用の一部を助成する制度の御提案であります。空家の利活用のみならず、地域活性化にも資する効果的な施策であるというふうに思います。

しかしながら、当市においては、各町会に整備している集会施設がその機能を担っている状況でもあるため、議員御提案の助成金制度について、現時点で実施する考えはございませんので、御理解をよろしくお願いしたいという思います。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** 分かりました。今回、当市の空家等対策について、現状と課題、そして解決策について質問及び提言をさせていただきましたが、振り返ると資料1（2）の空家等が発生する要因・背景にたどり着くことが改めて見えてきました。特に所有者の高齢化、単身世帯化が進み、併せて地域・近隣との関係が希薄化している現状が、空家が発生し増えていっている大きな要因と、私は感じております。当市のある町会では単身高齢者を把握し、その方が元気なうちに連絡先を収集するなど接点を増やし、空家の予防を実施しているところがありました。ただし、それでも限界があるとおっしゃってございましたけれども、行政介入もなかなか難しいと感じております。

しかしながら、私はこのような現場での対応事例こそ、空家発生の予防策のヒントになると思いますので、当市には予防策についても調査研究を引き続きお願いし、私の1番目の質問を終わりたいと思います。

続きまして、2 太師森遺跡の保存と活用について質問いたします。太師森遺跡は、平川市新屋遠手沢に位置する縄文時代の遺跡で、昭和27年に亡くなられた新屋生まれの民間考古学者、葛西覧造氏が山の稜線を見て人工的なことに気づき、試掘して環状列石を確認したいきさつがあります。

まず、資料5（1）太師森遺跡の歴史的・文化的価値についてを御覧ください。アの青森県中南地域の縄文文化について、おおむね縄文時代中期後半から後期にかけて、石に関わる遺構が中南地域で多数発見され、この地で石の文化が栄えていたと考えられております。その代表的な配石遺構に環状列石、すなわち縄文人が石を運び、円形に並べたもので別名ストーンサークルと呼ばれておりますが、それと石棺墓の2つがあります。

環状列石が造られた理由については諸説あり、まだ解明されておませんが、石棺墓は、再葬土器棺墓など含め葬送に関わる特殊な遺構も発見され、この地で特異な埋葬方

法が取られていたことが分かっております。すなわち、当時は土葬が一般的ではありませんでしたが、ごく少数の縄文人が石棺墓に埋葬され、その遺体が朽ちた後に、再度その骨を取り出して、その骨を川や泉などの水で洗い、それを再び土器棺墓に入れて、儀式を行った上で再埋葬していたと考えられております。

なお、調査によると、環状列石の風習は関東地方から伝わってきたと考えられておりますが、石棺墓などの特異な埋葬の風習は青森県を中心とした北東北で生まれ、関東地方に伝わっていったと考えられております。

イの太師森遺跡について、この遺跡の最大の特徴は、前述した環状列石と石棺墓が共存しているところにあり、これは青森県内の遺跡では唯一であり、現時点では全国的にも発見例がない、世界的にもまれな、貴重な縄文遺跡であるということでもあります。

以上のことを踏まえて、質問をさせていただきます。

まず、(1) 遺跡の価値について質問をいたします。太師森遺跡からは先ほど述べましたとおり、環状列石や石棺墓などが共存して発見され、文化庁からも高い評価を受けて、平成20年には国史跡指定申請も検討するほどの貴重な縄文遺跡であると聞いておりますが、改めてこの遺跡の特徴と歴史的・学術的価値はどのようなものなのかをお知らせください。

次に、(2) 遺跡の情報発信について質問をいたします。太師森遺跡について、本市として今まで市内外に対してどのような情報発信をしてきたのかお知らせください。

次に、(3) 間伐事業での遺跡損壊に対する原因と再発防止策について質問をいたします。資料6(2) 太師森遺跡の保存についてを御覧ください。アの埋蔵文化財包蔵地、すなわち一般的に言えば遺跡について、太師森遺跡は、新屋財産区内に位置する埋蔵文化財包蔵地となっており、文化財保護法では、そこで土木工事など開発事業を行う場合は、事前に青森県教育委員会に届出などをしなければならないことになっております。

しかしながら、イの間伐事業での太師森遺跡の一部損壊に対する原因分析と再発防止策についての①遺跡の損壊の経緯にあるとおり、昨年5月に一般の方からの情報提供により、青森県教育委員会への事前届出なく、太師森遺跡のある場所において間伐事業の実施による作業道が整備されていたことが判明し、平川市教育委員会が現地確認をした結果、遺跡の土のう袋や配石の一部が露出されており、遺跡の一部に明らかな損壊が認められるという、あってはならない事態が発生いたしました。

遺跡の損壊状況については、今年1月31日付のNPO法人平川市文化協会季刊誌万華鏡に、同法人事務局長、葛西 朗氏が写真と共に「頂上部分の石棺を埋め戻した辺りもキャタピーラーの跡が残り、土のう袋がめくれ上がっている」との記事を掲載しておりますので、御一読いただきたいと思います。このような事態に至った原因分析と今後の再発防止策についてお知らせください。

次に、(4) 遺跡の保存・国史跡指定への取組について質問をいたします。資料6(2) ウの国史跡指定制度などによる保存の強化についてを御覧ください。文化庁からも評価され、学術的に重要な太師森遺跡を、今回のような損壊からの防止を徹底していくという本市の強い決意を示す観点から、私は国史跡指定し、保存の強化を図っていくべきだと考えます。

報道によると、文化庁も貴重な遺跡と評価されながら現地保存できなかった反省から、

史跡に相当する全国の重要な埋葬文化財のリスト化に取り組むなど、保存の強化を図っているということですが、一方で開発事業者の負担軽減など課題も多いと聞いております。

したがって、太師森遺跡の保存強化のために、私は当市が主導して国史跡指定に向けて取り組んでいくべきだと考えますが、この国史跡指定について当市は考えているのか。また、考えているのであればどのように取り組んでいくのか、課題も含めて、当市の見解を伺います。

最後に、(5) 遺跡の活用について質問をいたします。資料6(3)太師森遺跡の活用についてを御覧ください。アの市内外への周知や観光資源化への調査、検討について、令和3年度に北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産に登録され、また、コロナ対策が大幅に緩和されていく中で、これから多くの観光客が青森県内に足を運ぶことが予想されます。この観光客を当市に呼び込むために、全国的にも世界的にも貴重な縄文遺跡である太師森遺跡を当市の観光資源として、もっと積極的に活用していく必要があるのではないかと私は考えます。例えば、太師森遺跡を一般公開するなど、その活用方法について、課題も含めて、当市の見解を伺います。

**○議長(桑田公憲議員)** 教育長。

**○教育長(須々田孝聖)** 私のほうからまず遺跡の価値についてお答えいたします。

平成12年度から17年度までに実施された学術発掘調査の結果から、今から約4000年前の縄文時代後期に造られた南北40メートル、東西45メートルの環状列石、いわゆるストーンサークルを主体とする遺跡であることが分かっています。

環状列石自体が希少であることに加え、石で造られた墓である石棺墓や人骨を納めるための大型の土器である土器棺と一緒に見つかったことにより、当時の吊り方や生活を考察する上で、全国的にも貴重なものとして文化庁や研究機関等から高い評価を得たものであります。このことから、議員御指摘のとおり、発掘調査終了後、国史跡申請へ向け取組が進められた経緯があります。

続きまして、遺跡の保存についてお答えいたします。国史跡として指定された場合、国民共有の財産として法規制の下、保護されることとなり、現状変更が強力に制限され、国庫補助金を活用した保存整備等を行うことができるようになります。

一方で、市においては、遺跡へ向かう道路や駐車場の整備、案内板、トイレなどの設置、定期的な草刈り等の実施が必要となります。

本遺跡は、車両の通行も困難な山間奥地に所在し、整備や維持管理に相当な労力を要することと思われたことから、国史跡化に向けては慎重かつ総合的に検討する必要があると考えております。

続きまして、遺跡の活用についてお答えいたします。遺跡の活用方法としては、現地公開し、観光資源とする例もありますが、本遺跡は先ほども申し上げたとおり山間奥地にあり、整備や維持管理に相当な労力を要すると見込まれることや、遺跡保護の観点からも環状列石そのものの現地公開は難しいものと考えております。

このことから、文化センター2階、郷土資料展示コーナーでの出土品の展示のほか、写真、映像を利用して、現地に行かなくても遺跡の様子が分かるような活用方法を検討したいと考えております。

このほかの御質問は、教育委員会事務局長より答弁させます。

**○議長（桑田公憲議員）** 教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（一戸昭彦）** 私からは、遺跡の情報発信についてお答えいたします。発掘調査をしていた当時は、現地説明会と調査結果の速報展を毎年開催しておりました。現在は、文化センター2階郷土資料展示コーナーにおいて、出土品の一部や発掘調査の写真を常時展示しております。このほか、市外で開催される展示会等で出土品や写真を展示しており、今年度は、黒石市で開催された県主催の「「地元の縄文」再発見フェアinちゅうなん」で出土品の展示と遺跡の紹介を行っております。

次に、遺跡損壊に関する御質問にお答えいたします。太師森遺跡に限らず、周知の埋蔵文化財包蔵地、いわゆる遺跡の範囲内で地面の掘削を伴う開発行為を実施する場合は、事前に文化財保護法に基づく手続が必要となります。教育委員会では、開発者より開発予定地が遺跡に該当している土地か否かの照会を受け、該当している場合、事前協議を実施し対応を決めております。

太師森遺跡での間伐事業では、事業関係者の中で、当該地が遺跡であり、手続を要するとの認識がされていなかったことが、損壊に至ってしまった原因と考えております。

教育委員会では、ホームページにて、開発計画をしている場合には、事前に遺跡の有無の照会を実施するよう周知しておりますが、本件を受け、今後は広報紙による定期的な周知を図るとともに、開発窓口となる庁内関係部署と情報を共有し、再発防止に努めたいと考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** まず（1）遺跡の価値についてですが、太師森遺跡の価値については認識がほとんど合致していたので安心をいたしました。実は、私、今回、太師森遺跡を勉強させていただき、私個人として石の文化の1つである石棺墓の風習、すなわち特異な埋葬方法がどうして縄文中期後半から後期に、この中南地域に発生したのかについて大変注目しております。

1つ目に、この風習がこの中南地域で偶然に発生したのか、それとも違う文化の人、あるいは考え方がこの中南地域に流入してきたのか。

2つ目に、一般的には縄文時代には身分制度や貧富の差はなかったと推測されておりますが、この中南地域にはあったのか。あったとすれば、身分制度がこの中南地域を含む北東北から全国に伝わっていたのではないかと。

3つ目に、太師森遺跡がもしも特別な身分の人の墓地であったとするのであれば、これはまさしく縄文時代の古墳なのではないかと。

以上のことについては、現段階では解明されておらず、この地域の縄文ロマンでもあります。もっとも、現在この津軽地方には石を組み合わせた大石武学流庭園が多く残っており、また亡くなった方をすぐに火葬するという、この地域だけの特異な風習もあることを考えると、もしかしたら太師森遺跡は、ここ津軽地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにする上で欠くことができない大事な財産なのではないかと。縄文時代の研究が進み、また、発掘調査方法も高度化した将来において、この遺跡が私たち平川市民の原点を教えてくれるのではないかと考えると、太師森遺跡のすごさが分かるのではないかと思います。

(2) 遺跡の情報発信についてですが、太師森遺跡について当市として様々な情報発信をしてきたことは分かりましたが、残念ながら私の周りの人に聞いても、ほとんどの人がこの遺跡を知らない状況でした。このすごい遺跡のことを地元市民が知らないことは、とても不幸なことだと実感しております。私たちも含め市政の怠慢ではないかというふうに思うわけであります。

市民に対して、令和5年度平川市当初予算案では、ひらかわ文化財講座事業として縄文をテーマに講演会を実施するということでしたが、これについては大いに実施していただくとともに、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、ぜひとも広報ひらかわにて特集を組んでいただくなど市民への周知をお願いしたいと思えます。

また、市外の方向けには、ユーチューブ動画をアップしたり、青森県で実施している世界文化遺産北海道・北東北の縄文遺跡群のPR事業とタイアップするなどして、PRの検討をお願いしたいというふうに思えます。

次に、(3) 間伐事業での遺跡損壊に対する原因分析と再発防止策について再質問をさせていただきます。当市からの原因分析及び再発防止策については分かりました。正直に申し上げれば、太師森遺跡における間伐事業での損壊は、昨年7月に開催された議員説明会で教育委員会より報告がなければ、私たちも全く分からないところでした。先ほど述べたとおり、平川市民のほとんどがその存在すら知らない太師森遺跡の損壊情報を議員に報告してくれたことにまず敬意を表するとともに、教育委員会が太師森遺跡の価値を十分に認識されていることがよく分かった気がいたします。今後、今回のような事態を招かないためにも、市民を含む関係者がその価値を十分に認識していく必要があるとともに、関係者間でいい意味でも悪い意味でも情報共有していくことが大事であると私は考えます。

そこで、もう一度質問ですけれども、再発防止のために市役所内や関係団体において、遺跡情報の陳腐化防止及び情報共有化など、具体的にどのように実施していきたいと考えているのか当市の見解を伺います。

**○議長（桑田公憲議員）** 教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（一戸昭彦）** 今回のような事案を防止するためにも、関係部署における情報共有は非常に重要なことと認識しております。市役所内においては、年度初めに掘削を伴う開発計画について各課に照会をし、事前の把握に努めるとともに、開発窓口となる課に対して手順等を説明し、速やかに教育委員会に情報が伝達されるような仕組みを構築してまいります。そのほか、市ホームページや広報紙で定期的な周知を図るとともに、必要に応じて町会等を対象とした説明会も開催したいと考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** 分かりました。この情報がきちんと共有化し、また、陳腐化しないように、教育委員会にはきちんと対応をお願いしたいと思います。

なお、先ほど紹介したNPO法人平川市文化協会季刊紙の万華鏡において、葛西事務局長は、記事の最後に、「経緯を調べて報告することが関係者、当事者の責任であり再発防止につながる道だ」と述べております。私も同感ですので、教育委員会には文化庁と今後の対応方針が決まりましたら、ぜひとも太師森遺跡を愛し、心配をなさってくださいっている市民の皆様への報告も、必ず実施していただきますようよろしくお願い

申し上げます。

(4) 遺跡の保存・国史跡指定への取組について再質問させていただきます。先ほどの答弁の中では、国史跡指定した場合に、様々な資金というお金がかかるということをおっしゃられておりましたけれども、やはり私はここで一番の課題は、国史跡指定の申請に土地所有者の同意がなければできないということなのではないのかなというふうに思っています。遺跡の保存のために、当市が土地所有者から遺跡のある山を買い取って管理できないか。その場合の課題も含めて当市の見解を伺います。また、そのほかにも遺跡の保存のための制度や方法がないのか当市の見解を伺います。

**○議長（桑田公憲議員）** 総務部長。

**○総務部長（對馬謙二）** 葛西勇人議員の、市が土地の所有者から太師森遺跡の土地を買い取って管理できないかと御質問にお答えいたします。購入に際しては、山の購入費や造林木の補償費などを一時的に発生する、金額的には1億円を超える購入費用だけではなく、購入後は市有林としての維持管理費用等も発生することから、土地及び造林木の買上げは困難であると考えます。

**○議長（桑田公憲議員）** 教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（一戸昭彦）** 私から史跡化以外に、保存のための制度や方法がないのかの質問にお答えいたします。貴重な遺跡を法規制の下、各種開発から保護する仕組みが史跡指定となっており、そのほかの制度はございませんが、史跡指定に関わらず、土地所有者に遺跡の価値や保護について正しく認識していただき、協力を得て現状のまま保存することも可能と考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** 先ほどちょっと申し述べましたけども、大変貴重な遺跡であると。ただ、その購入するに当たっては資金、また、整備費、維持管理費が1億円かかるということで、なかなか難しいということは分かりましたけれども、また、その他の有効な制度や方法というものもあまりないのかなということも分かりましたが、やはりそうであってもですね、この遺跡を保存するために、もちろん再発防止策をきちんと徹底することも大事ですが、やはり当市が所有者となり、遺跡を管理していくほうがやはり私はよいのではないかと。文化庁のやはり保存強化策もですね、課題があると先ほど述べました。

ですので、難しいというこう答弁ではございますが、教育委員会並びに当市には、引き続き土地所有者や関係者との調整、交渉を粘り強く実施していただきたいというふうにお願いたしたいと思います。

次に、(5) 遺跡の活用について再質問させていただきます。1つ目の再質問ですが、太師森遺跡の活用方法について、太師森遺跡の一般公開が難しいのであれば、バーチャルリアリティの仕組みやその他の方法などを活用して、平川市を訪れる観光客にのみ太師森遺跡を疑似体験していただくことを検討できないか。その場合の課題も含めて当市の見解を伺います。

**○議長（桑田公憲議員）** 教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（一戸昭彦）** 遺跡そのものの公開が難しい代わりに、現地を疑似体験できるVR技術を利用したデジタルコンテンツの導入は、大変魅力的なものだと



考えております。実際に導入している史跡もあるわけですが、現時点でVRに活用可能な画像、映像を保有しておりません。本遺跡で導入する場合は、一度全体を掘り起こした上で改めて撮影などを行う必要があるため、相応の時間や経費を要することとなります。教育委員会としましては、文化センターでの展示に加え、講演会などの普及啓発をしながら様々な活用方法について、今後、検討してまいりたいと考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** バーチャルリアリティーの活用が難しいと、ようは素材が少ないということは分かりましたけれども、一般公開が難しいと考えれば、やはりバーチャルリアリティーを使った市内外へのPR効果は高いと考えますので、ぜひとも引き続き、知恵と工夫を持って検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あわせて、市役所の中だけで考えるのではなくて、市民も巻き込んでアイデア出しをしながら、太師森遺跡の活用方法を検討していくことを教育委員会にお願ひしたいというふうに思います。

2つ目の再質問ですが、資料6（3）イについて、私は太師森遺跡のみならず中南地域で唯一の縄文時代草創期の遺跡である碓ヶ関地域にある白沢遺跡や、平賀地域にある堀合遺跡や、木戸口遺跡、尾上地域にある李平遺跡や、八幡崎遺跡など平川市にたくさんある代表的な縄文遺跡群を活用していくために、本市として蓄積された成果を確認し、その保存活用に関する方針と計画等を内容とする平川市縄文遺跡群活用推進ビジョン、これは仮称ではございますけれども、を作成し活用推進組織を立ち上げ、市内外にもっとPRしていくことを提言いたします。これについて課題も含めてその実効性について本市の見解を伺います。

**○議長（桑田公憲議員）** 教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（一戸昭彦）** 今の御質問は、縄文遺跡を活用した、いわゆる推進組織を立ち上げてという質問でございますけれども、それについて考えてるかどうかということになりますけれども、まず課題としましては、現在市ではたくさんの発掘調査をして、その箇所というのはたくさんあるんですけども、その発掘調査終わったところにつきましては、遺跡として整備しているところはありません。というのは、開発に伴い記録保存のために発掘調査を行っていることから、発掘調査が終わった後は、そこに道路とか施設が建設されていることから、発掘調査イコール遺跡がなくなると、そういった形になりますので、仮に現地をこう回るような利活用を考えても、開発後の状況を見れるけれども、例えば行って遺跡を見れるとか、そういったちょっと体感ができるような状況ではないということにあります。こういったことから、利活用等がまあ難しい状況であることから、なかなかそういった、例えばプロジェクトチームを立ち上げて検討するという、そういったところまでの考えまでには至っていないというところでございます。

**○議長（桑田公憲議員）** 葛西勇人議員。

**○1番（葛西勇人議員）** 私が言いたいのは、その体感できる、できないではなくて、やはり記録保存であってもその遺跡の価値とか、例えばその遺跡群がどういう関連性があるのかとか、そういったことも含めた形でやはりこの活用を私は考えていくべきなのではないのかなというふうに考えているところであります。今日は全般的には、その遺

跡の価値は分かっているのであろうけれども、その保存とかその何て言うんですかね、活用についてはあまり前向きな答弁がないのかなというふうなことを実感してまして、議員としてもですねちょっと寂しい気がいたします。

特に教育委員会はこういう史跡、遺跡についてはですね、もっとPRしていくことを考えていくことが大事であって、できないことを考えていくものではないのではないかとこのように思っています。先ほど私述べましたけれども、この遺跡について、これからですね青森県にこの縄文遺跡群の世界文化遺産を見に来るわけでございます。平川市だけ素通りされていくような状況です。正直に申し上げますと、文化センターにあるあの展示もただ置いてあるだけじゃないかと、あれをどう活用して市民にアピールしているのかと、いうところがですね私には全く分からないというような状況です。

先日、経済的な調査もしたときに、やはり大きく書かれていたのは平川市はですね稼ぐ力がないと。そういう文化的な遺産も活用していない。みんなこの地域の方もですね平川市のこと言うとみんな言うんです。平川市は文化遺産、非常にいいものがあるんだけれども全然活用していない。ちょっとまあ寂しい思いがします。

私が実は述べたこの平川市縄文遺跡群活用推進ビジョンというものに関しては、これは実は青森県がですね世界文化遺産に向けて立ち上がるときに、こういった名前をつけているんです。平川市もですね、ぜひとも市民の皆さんが1つの目的に向かっていくような、そういったビジョンをぜひとも平川市教育委員会には作っていただきたい。活用推進組織についても話がありましたけども、平川市内に実はこの太師森遺跡を愛する人たちがかなりたくさんいます。市民には浸透してませんけど。ですので、そのことをですね、やはり私は教育委員会には、ぜひとも引き続き検討をお願いしたいというふうに思っております。

最後に、この太師森遺跡、平成20年かな、国史跡指定を申請できずにいたということでございますが、弘前市にある大森勝山遺跡は国史跡指定を受けて世界文化遺産に登録されております。あのとき、平川市のこの太師森遺跡がもし国史跡指定を受けていれば、皆さんがもっと努力して町会と交渉していれば、平川市の大きな大きな資源と、観光資源となったのではないかと私は考えています。

最後に、太師森遺跡を世界文化遺産である北海道・北東北の縄文遺跡群に追加登録できないか私も調べたり、聞いたりしてみましたけど、やはり簡単にはできそうではありません。私も心が折れかけた頃、偶然にも今年2月19日付東奥日報の縄文を生きるに、前述の世界文化遺産登録に貢献された三内丸山遺跡センター長、岡田康博氏が記事を掲載されており、その最後に「太師森遺跡はまさしく幻の史跡、いまだに残念であるが、世界遺産への仲間入りの夢を諦めたわけではない」と力強く述べられておりました。太師森遺跡の地元である私たちが諦めてどうするんですか。決して諦めてはなりません。

今日の答弁は後ろ向きの答弁ではありましたが、時間がかかってもいいので、まずは当市として保存の活用に関する方針、計画を策定し、推進組織を立ち上げるなど、一步一步環境を整備していき、太師森遺跡を中心とした平川市縄文遺跡群を世界文化遺産追加登録実現しようではありませんか。そのように当市をお願いを申し上げまして、時間になりましたので、私の一般質問を終わります。

**○議長（桑田公憲議員）** 以上で、1番、葛西勇人議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため午後1時まで休憩いたします。

午後12時00分 休憩

午後1時00分 再開

**○議長（桑田公憲議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11席、3番、中畑一二美議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（中畑一二美議員、質問席へ移動）

**○議長（桑田公憲議員）** 中畑一二美議員の一般質問を許可します。

**○3番（中畑一二美議員）** ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第11席、議席番号3番、公明党の中畑一二美でございます。

まず質問に入る前に、昨年の12月議会において、リトルベビーハンドブックの導入をお願いいたしました。答弁では、基本的には県で作成すべきものであり、市で作成することは現実的ではないということで、母子健康手帳に貼り付ける発育曲線グラフの用紙を希望者に配布するというものでありましたが、先日、「小さく生まれた赤ちゃんのママとパパへ」、という母子健康手帳のサブブック的な冊子を希望者に無料配布していただけたということでありました。大変ありがとうございました。

子育てしやすさナンバーワンを目指す平川市は、そういった不安を抱える保護者の気持ちにも寄り添ってくれる市であるということ、さらにアピールすることができたのではないかと考えております。

私のところにも、ほかの自治体の議員からも、どういう内容かという問合せを頂いております。これからも子育て世帯の方々が、どんどん平川市に転入していただけるような施策を増やしていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは通告に従い順次質問をさせていただきます。

今年は統一地方選の年であります。これから次々と選挙が続きます。今年の1月22日に今年最初の選挙が、五所川原市議会議員選挙とつがる市議会議員選挙として行われました。

つがる市議会議員選挙は、21時頃、夜の9時頃に大勢が判明いたしました。それに対し五所川原市議選は22時30分、午後10時半頃に大勢が判明いたしました。

五所川原市の開票が始まったころには、既につがる市の開票が大勢が早々と判明したわけがあります。その理由は、1月22日の投票日当日の閉鎖時刻、投票が終了する時刻ですね、これが五所川原市は通常の20時、午後8時でありましたが、つがる市は18時、午後6時が閉鎖時刻だったからであります。

そこで1の投票に関することについて質問をいたします。

まずは（1）投票時間についてであります。平川市の多くの投票所の閉鎖時刻は20時までとなっており、各投票所の投票管理者や投票立会人、そして投票事務に従事する市職員の方々は、朝6時半から20時まで長時間にわたる業務となっております。また中には、その後に行われる開票作業に引き続き携わっている職員も多数いるということでありました。20時に終わり、各投票所から投票箱をひらかわドリームアリーナへ運んでき

て、20時45分から開票作業が始まります。そして終了するのが早ければ22時ぐらい、国政選挙はもっと遅くなるということでありました。

実際、昨年、参議院選挙では私も立会人として参加をさせていただきましたが、終了したのが午前2時頃でありました。職員の皆さんは、家に帰って四、五時間後に、またすぐ出勤しなければなりません。寝不足で危ない。また、仕事の能率も上がらないのではないかというふうに考えております。

つがる市の選挙管理委員会に確認をしたところ、つがる市では、市が執行する市長選と市議選は冬に行われることもあり、地吹雪などの道路事情を考慮して、全投票所の閉鎖時刻を18時に早めており、開票時刻も19時からとしているとのことでありました。また、議員の中には、結果を早く知りたいから賛成だという方も何人かいたそうであります。

まずは、県内で全投票所の閉鎖時刻を繰り上げている自治体がどれくらいあるのか、お知らせいただきたいと思っております。

私としては、期日前投票の制度もかなり定着していることから、市が施行する選挙については、投票所の閉鎖時刻は18時に早めても、投票者に支障を来すこともなく、さらには投開票に従事する方々の負担も軽減されるのではないかと考えておりますが、市選管の御見解をお伺いいたします。

これに付随して、令和元年度に執行された平川市議会議員選挙当日の18時から20時までの投票者数とその占める投票率、そして全体にかかる投票率、そして令和4年の参議院議員通常選挙、令和3年の衆議院議員総選挙、そして令和元年の平川市議会議員選挙、それぞれの期日前投票の投票者数と全体に占める投票率を併せてお知らせいただきたいと思っております。

次に、(2)不在者投票のオンライン化についてお伺いいたします。平川市の不在者投票の流れについてでありますけれども、まず、不在者投票をしようとする際には、告示後に、平川市選挙管理委員会事務局へ不在者投票宣誓書兼請求書という書類を郵送または持参をして、投票用紙を請求する必要がある、投票用紙を入手するだけで日数や手間がかかるため、面倒くさいということで投票をあきらめている方が、相当数いるのではないかと考えております。

まず、現在の不在者投票のやり方で、市外に滞在をし、施設や病院を除いた不在者投票、これまで利用した人数をお知らせください。

次に、マイナンバーカードを用いて、マイナポータルを活用することで、請求書を郵送することなく、不在者投票の投票用紙をオンラインで請求できるようになっており、郵送などの日数が短縮されることから、オンラインを活用している自治体もあると聞いております。不在者投票制度の利便性が向上すれば、単身赴任者や学生などの市外滞在外者の利用も増え、投票率向上にもつながってくるのではないかと考えております。平川市においても、ぜひ不在者投票のオンライン化を実施していただきたいと思っておりますが、御見解をお伺いいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 選挙管理委員会委員長。

**○選挙管理委員会委員長（大川武憲）** 中畑一二美議員の御質問にお答えいたします。

まず、県内で全投票所の閉鎖時刻を繰り上げている市町村についてでございますが、お

調べしたところ、国、県が執行する選挙については、繰上げしている市町村はございませんでした。市町村が執行する選挙については、12市町村ございました。

次に、全投票所の閉鎖時刻の繰上げについてお答えいたします。現在、当市の投票所は、一部の投票所を除き、公職選挙法に定めるとおり、午前7時から午後8時までとなっております。投票所の開閉時刻については、公職選挙法で、選挙人の便宜のため、または投票に支障を来さない場合に限り、投票所開始時刻の繰上げや繰下げ、または閉鎖時刻の繰上げができるとなっております。

さて、議員御指摘のとおり、選挙の際には、それぞれの投票所や開票所において、大変遅い時間まで事務に従事していただいております。開票は、場合によっては12時を超えることもあり、従事される方の大変な負担となっていることは選挙管理委員会としても承知しております。

しかし、従事されている皆様の負担軽減のために、投票所の閉鎖時刻を繰上げることにつきましては、公職選挙法で規定する要件に該当しないため、できないものであります。

閉鎖時刻を繰上げしている12市町村については、主に18時以降に投票される方が少ないという理由から、閉鎖時刻を早めておりますが、当市の現状は、18時以降に投票される方もまだ多く、投票所の閉鎖時刻を早めることは、こういった方が投票の機会を失うことや、市民サービスの低下につながりかねません。

このような理由から、投票所の閉鎖時刻については、現状のままとさせていただきたいと考えております。

次に、不在者投票のオンライン化についての御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、不在者投票については、不在者投票宣誓書兼請求書を選挙管理委員会事務局へ郵送または持参により、投票用紙を請求する必要があり、投票用紙を入手する段階で日数がかかるものとなっております。

議員御提案の不在者投票のオンライン化については、投票用紙が手元に届くまでの日数が短縮されることとなり、不在者投票制度の利便性向上につながるものでありますので、できる限り早く実施したいと考えております。

このほかの御質問は、事務局長より答弁させますのでよろしくお願いたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 選挙管理委員会事務局長。

**○選挙管理委員会事務局長（佐藤 崇）** 私からは、はじめに平川市議会議員選挙の18時から20時までの投票者数など、具体的な数字につきまして答弁いたします。

まず、令和元年執行の市議会議員選挙において18時以降に投票された方は1,163人で、当日の投票者数に占める割合は11.1%となります。

次に、期日前投票の割合についてですが、令和4年の参議院議員通常選挙において期日前投票をされた方は、5,898人で46.6%、令和3年の衆議院議員総選挙において期日前投票をされた方は、6,431人で45.0%、令和元年の平川市議会議員一般選挙において期日前投票をされた方は、6,236人で36.8%となっております。

次に、市外に滞在している方で、施設や病院を除いた不在者投票をした方の人数につきまして答弁いたします。

直近の選挙でお答えいたしますと、令和4年の参議院議員通常選挙において不在者投

票をされた方は12人、また、令和3年の衆議院議員総選挙において不在者投票をされた方は8人、令和元年の平川市議会議員一般選挙において不在者投票をされた方は4人となっております。

**○議長（桑田公憲議員）** 中畑一二美議員。

**○3番（中畑一二美議員）** はい、分かりました。まずはそうですね、18時から20時までの投票者数が1,163人、11.1%ということで、かなりの方が投票されてるってことで非常に厳しいと、ここが少なければいいってことですよね。ほかの自治体は、そういう形でやっているということでございます。そして期日前投票に関しましては、やはりパーセンテージでいくと平川市の選挙が36.8%、次の令和3年の衆議院議員選挙では45%、そして去年の参議院議員選挙では46.6%ということで、期日前のほうも年々回数重ねるたびに期日前投票率が上がってきてるといふ、浸透してきてるのでございます。そして、先ほど委員長のほうから答弁いただきましたけれども、閉鎖時刻を18時にするにはちゃんとした理由がないと駄目だと、県の許可を得なければならないということをお願いいたしました。

私は理由としては、投開票従事者の働き方改革のためということで、それを理由にできないものかなというふうに考えているわけでありまして、選挙は頻繁にあるわけではございません。ですので、今までどおりでいいというふうに思われるかもしれませんが、それこそ時代も変わってきておりますので、そして先ほどもありましたように、期日前投票もかなり浸透してきているということでございます。

県の選挙や国政選挙ではもちろんできませんけれども、4年に1回の市長選挙と市議会議員選挙は、市の選挙管理委員会が執行できる独自の選挙であります。国政選挙との同時選挙があれば別ですけども、この時間ですね、心配されている18時と20時混同されると、そういった心配もされてると思いますけれども。つがる市においても一切苦情はないと、かえって早く終わるので従事者も喜んでいうことでありましたので。実はこの質問すれば、職員の従事者から日当が減るからその質問するなというふうに、ひんしゅく買うのではないかと心配をしていたわけでありまして、実際は時間制ではなくて、日当制だということでありましたので、今回、安心して質問させていただきました。

また、現在ですね、厚生労働省で推進しておりますけれども、働き方改革の一環で勤務間インターバル制度っていうのがあるんですね、これは1日の勤務が終了して、翌日の出勤するまでの間に、一定時間の休息时间、インターバルですね、これを設けることで働く方の生活時間や睡眠時間を確保するというものであります。今現在、ネットで調べましたら、ニトリとか、そういった大企業でしか今やってないみたいですけども、これは努力義務となっておりますので、将来的にはですね、こういうことも考えていかなければならないんじゃないかなというふうに考えているところであります。

ここで従事者の皆さんの立場に立ってですね、平川市の選挙だけでも何とかそういった思い切った改革することができないかどうか、委員長もう一度御見解願います。

**○議長（桑田公憲議員）** 選挙管理委員会委員長。

**○選挙管理委員会委員長（大川武憲）** 先ほど事務局長が答弁しましたけども、令和元年の市議会議員選挙においては、18時以降に投票された方が11.1%と高い率を示してお

ります。

あくまでも選挙は事務従事者のものでありませんし、選挙人のためでございますので、やはり1票でも尊重しなければならないという立場から、できるだけ時間を精一杯使いたいということで、変更の気持ちがないということで答弁させていただきました。

**○議長（桑田公憲議員）** 中畑一二美議員。

**○3番（中畑一二美議員）** 分かりました。立場上少しでも投票する方を増やすためにいろいろやってるわけですので、ここはあとは質問をいたしません。

別な質問をさせていただきます。令和3年12月議会において、投票所の雰囲気が静かで重苦しい、動作を監視されているようで嫌だったという声を受けて、BGMを流すなど雰囲気を変えれば、気軽に投票所に行く人が増えるのではないかという質問をさせていただいたわけですが、その後の対応をお知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 選挙管理委員会事務局長。

**○選挙管理委員会事務局長（佐藤 崇）** お答えいたします。令和4年に執行した参議院議員通常選挙において、試験的にBGMを流して、有権者のニーズを確認するためにアンケート調査を実施しました。

調査は、参議院選挙投票日の当日にBGMとして、オルゴールの音によるJ-POPソングを流して、投票所で投票を終えた有権者の方にアンケートの回答を依頼し、回収しました。調査した投票所は、第2区の大光寺コミュニティセンターと、第17区の高木会館で実施し、回答数は111人でした。

調査の結果、投票所にBGMが流れていたほうが投票しやすかったですかという質問に対し、はいと答えた方が48%とする一方で、どちらともいえないという意見も49%ありました。このことから、引き続き今後の選挙においても、別な投票所でまた調査を実施してまいりたいと考えております。

**○議長（桑田公憲議員）** 中畑一二美議員。

**○3番（中畑一二美議員）** 引き続きまた、お願いしたいというふうに思います。

もう1点再質問させていただきます。これも令和3年12月議会で質問をさせていただきましたが、平川市ではタクシー会社に依頼をし、投票所までの移動が困難な方を最寄りの期日前投票所まで送迎する、移動支援を実施しておりますが、令和4年の参議院議員通常選挙と令和3年の衆議院議員総選挙の利用実績をお知らせください。また、この移動支援を継続するのかわからないのか、今後の対応についても併せてお伺いいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 選挙管理委員会事務局長。

**○選挙管理委員会事務局長（佐藤 崇）** 当市では、長距離の自立歩行が困難な方で、ほかに移動手段がない方、また、投票所までの距離が離れているが、移動手段がない方に対し、期日前投票の期間中にタクシー会社に依頼して、自宅近くのバス停周辺から、イオンタウンを除く最寄りの期日前投票所の間を送迎する、移動支援のサービスを実施しております。

その実績であります。令和4年の参議院議員通常選挙では利用者は2人、令和3年の衆議院議員総選挙では3人の利用がございました。

今後でございますが、引き続き、交通手段の確保が難しい人への投票機会の確保の観点から、実施してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 利用者非常に少ないと思います。周知すればもっと増える可能性はありますけれども、やはり対象者、こう個別に分かるのであれば、個別にそのこういうのあるよということで、チラシ入れるとか、そういった対応も必要かなというふうに思います。

とにかくこの投票率向上のために、いろいろと提案させていただいたわけでありまして、やはり何か新しいことをやろうとしても、なかなか簡単にはいかないということでございました。これから次々と選挙これ行われますので、ぜひ無事故で無事に終了することを願っております。

それでは次の質問に移ります。本年1月23日に、先ほど葛西勇人議員からもありましたけれども、一緒に行政視察に行かせていただきました。その中の1つに、この学校教育改革プランについてということで、先進地である茨城県の守谷市に、お邪魔をさせていただきました。

この守谷市の教育改革は文部科学省からも注目されており、萩生田光一元文科大臣や永岡桂子現文部科学大臣も視察に訪れ、日本一だと言われるほどすばらしい教育改革を行っております。マスコミにも多数取り上げられております。まさかこういうところだとは知らずに行ったわけですが、あまりにもこの内容が濃く、多岐にわたっておりますので、簡単には説明できませんけれども、この守谷市の教育改革は、今までの形を変えて、教員の意識を変えることによって、子供、教員、保護者の3者の幸せを実現するための画期的な手法であります。

少しこの守谷市はどういうところか説明させていただきますけれども、非常に大きな市ではありません。都心から40キロメートル圏内にあるつくばエクスプレスという電車開通したわけですが、都内のベッドタウンであります。ベッドタウンに特化したような市でありまして、毎年人口が増加しております。

現在の人口は約6万9,000人、そんな大きなわけでもないです。平川市の2.3倍であります。ここはやはり教育環境が充実し、子育て世代も安心して暮らせる環境が整っているため、15歳未満の、要するに中学校までの子供の人口割合が、茨城県内で第1位、また、ICT整備状況と教員のICT活用力等を評価するランキングにおいても茨城県内で第1位と、非常に質の高い教育環境が保障されているということもあって転入者が増えている。そういうことも要因となっているようであります。

さらには守谷市の教育費は、何と予算全体の約15%占めております。どれだけ教育に力を入れているのかが分かるかと思います。ちなみに平川市の教育費は、令和4年度で9.5%、そして令和5年度で7.2%と、約倍の予算を使って教育に力を入れているというところでございます。

これも令和2年から、今から4年前から、この改革を実施したわけであって、それまではまあ普通のどこにでもある通常の自治体の教育をしていたわけであります。

この守谷市では、小学校と中学校の数は平川市と全く一緒です。9つの小学校と4つの中学校。生徒数が合わせて約6,000名、平川市は約2,000名です。生徒数で約3倍人数があると。

私はこの平川市は冒頭にも申し上げましたけれども、子育て支援に関しては県内ナン



バーワンというふうに思っております。さらに、この子育て世帯の方々が、子供たちにこの平川市でぜひ教育を受けさせたいと言われるような、教育環境を整備することによって、この子育てしやすきナンバーワンの平川市をさらにバージョンアップさせてですね、子育て教育ナンバーワンの平川市として売り込むことができれば、子育て世帯の転入者、もっともっと増やすことができるのではないかというふうに思っております。だいぶ前置きが長くなりましたけれども、それでは質問に移らせていただきます。

2の学校の教育改革について質問をいたします。(1)2学期制の導入について質問をいたします。近年、全国的に、この教育現場における、勤務状況の改善が必要であるとの報道を目にする機会が増えております。教員の働き方改革の推進は、当市においても課題の1つではないかと感じております。学校のこういった制度的な改革を中心とした教育改革が進むことは、こうした課題の解決につながり、子供たちと日々接している教員にゆとりが生まれ、最終的には子供たちへの質の高い教育の実現につながるものと考えております。

今回、この守谷市のお話をしますわけですが、この平川市が駄目だというわけではなくて、やはりこの日本一だと言われているそういう改革プランってあるんですけども、そういうところ、いいところをぜひまねていただきたい。それがこの子供たちに対する教育の充実につながっていくということでもありますので、いろいろ言いますけれども、別に気にしないでくださいって言うわけではありませんけども、あくまでもそういうところのやり方をぜひしていただきたいということでの質問でございます。

比較的手がけやすいのが、この2学期制の導入だと思います。現に2か所ほどやられているという話も伺っておりますけれども、教育委員会が主導して、この制度を市全体に取り入れることが可能かどうか。また、当市におけるその実態と、2学期制のメリット、デメリットも併せて御見解をお伺いしたいと思います。

次に(2)の授業時間及び部活動についてであります。これも守谷市のお話をもち出して申し訳ありませんけれども、守谷市も平成30年までは、通常の授業計画でやっていたわけです。ただし教員の勤務終了時刻は、大体16時20分から30分というふうに聞いておりますけれども、それまでの授業計画では絶対にその時間に帰れないと。なぜかというところ6時間授業をやってるわけで、終わってから帰りの会とかなんだかんだやって、職員室に帰ると、もうその時間に迫っていると、自分の時間がなかなか取れないということから、どうしたらその終了時刻に帰れるのかっていうのを逆算して、毎日のカリキュラムを大きく変えることが必要だということで、令和元年から、実際このプラン実施されたわけですが、この6時間の授業を月・水・金の週3回、5時間授業にしたそうでもあります。

そうしたことによって、教員自身の使える時間が週3時間増えて、余裕が生まれたこと。また、子供たちも明るいうちに早く帰るということで、防犯上の理由でもありますけれども、防犯上も心配なくなったということもございます。教員も子供たちも、この自分の時間を多く持てるようになったということで、非常に喜んでいるということでもあります。

しかしながら、年間の授業時間数っていうのが決まっておりますので、週3時間も減らすと、どこかで授業時間カバーしなきゃいけないわけです。そこでこの守谷市では、

3学期制だったものを前期と後期の2学期制にして、この1学期分の始業式と終業式、この2日分をその授業のところに持っていたと。もっとも足りないのでありますけれども、その足りないところは夏休みを短縮させて、年間です、その辺は調整してカバーしたということでもあります。

また、中学校の部活動においても、中学校も週3日、5時間授業ということでありますので、授業と同じ感覚です、1コマ50分を見て、この月・水・金の週3日の5時間授業の日には2コマです、まず2時間。火曜日が1コマ。木曜日は部活動なし。土・日はどちらかを3コマ3時間ぐらいの部活動時間をするだけ。第1・第4月曜日も部活なしということで、さらには、この部活終わる終了時刻を16時40分と中学校で決めて、16時50分には下校させるということをやったわけでもあります。

また、そのいろいろ考えてですね、3シーズン制も導入しております。何かというと通常のシーズンと別個に中体連や新人戦があると、そこはちょっと多めに時間を取って、集中的に練習させると。あとはオフシーズンあまりそういう大会とか関係ないときは、また練習時間若干減らして調整すると、そういったことでシーズンごとに部活の練習時間を分けて実施をしているということでもあります。

我々も昔から言われておりましたけれども、部活の練習は、長くやればやるほどよくなるという考えが、教員にも生徒にも保護者にも強いわけですが、スポーツ科学の知見からは否定されてると。なぜかという、当然練習時間が長くなれば長くなるほど、けがや障害になる確率が高くなると、そういうことが実証されてる。しかもこの短時間で練習をすることによって、だんだん練習してはいるわけではないと思いますけれども、短時間で練習することによって集中力が高まる。ですから、その大会試合の成績もほとんど変わらないということが証明されております。

こういった施策を、本市としても積極的に教育委員会主導で進めてはどうかと思っておりますけれども、教育委員会としての御見解をお伺いいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 教育長。

**○教育長（須々田孝聖）** まず、2学期制に関しての当市の実態、メリット、デメリット、導入に関する教育委員会の見解についてお答えします。

教員の働き方改革の推進については、当市においても課題の1つであると捉えております。タイムカードの導入や教育委員会主催の学校行事の削減など、これまで市が主導して進めてまいりました。

議員御指摘のとおり、2学期制導入など学校の制度的な改革を中心とした教育改革は、アプローチの1つとして貴重な御意見であると受け止めております。当市における2学期制の実施であります、現在、市内では1校のみとなっております。松崎小学校です。

次に、2学期制のメリット、デメリットであります、主に10月初旬を区切りとする2学期制は、通知表等を作成する機会や、長期休業を境とする終業式、始業式の回数が減ることとなり、それにより教職員の事務作業の軽減につながるなどのメリットがあります。

一方、デメリットとしては、長期休業に向けた、生活指導的な話をする場面が作りにくいことや、それから保護者面談等において、通知表、通信簿を基にした教育相談が進めにくいことなどが挙げられます。

2学期制につきましては、現在実施している1校以外にも、以前は導入していたという学校もありましたが、メリットやデメリットを勘案し、再び3学期制に戻したというのが実情のようです。現在は、2学期制と3学期制の両方のよさを合わせて、通信簿です、成績のみを2学期制として行っている学校が多いというのが実態です。

教員の負担軽減は非常に大切なことではあります。それぞれの学校の実態に応じた導入が有効であると考えております。今後も、教員の働き方改革も踏まえた質の高い教育が実現されるよう、教育委員会からも指導・助言してまいりたいと思いますので御理解をお願いいたします。

次に、授業時間設定の工夫やこれに連動させた部活動の実施日数の設定についてお答えします。

まず、授業時間設定の工夫については、議員御指摘のとおり、5時間授業の日を増やし、教員が放課後に業務を行う時間を確保するという発想は、教職員の働き方改革に対し非常に効果的な方策であるという印象を受けております。

しかしながら、学習指導要領によって年間を通して取り組むべき授業時間の下限が定められております。5時間授業の日を増やした場合、長期休業期間や学校行事等を大きく削減し、教科指導の時間を確保するといった対応が必要になると考えられます。

この場合、本県のように夏季休業、夏休みです、夏季休業期間が短く、冬季休業期間が長い地域においては、必然的に冬季休業期間の大幅削減を行う必要があり、雪深い地域の子供の登下校を考慮しますと、簡単に踏み出せないという状況があると考えます。こうした地域性や教育的効果の面からも、現状では一律に教育委員会から施策を求めるとは難しいと考えております。

続きまして、部活動の実施に関連した勤務軽減の工夫についてお答えいたします。

当市では、部活動指導に関するガイドラインを令和元年度から各校に示しており、平日の部活動は2時間、休養日も1日設けることとしております。また、来年度からは文部科学省の教育施策として、地域の実情に応じた部活動の地域移行が段階的に始まる予定であり、場合によっては、部活動への教員の関わり方について、部活動指導時間の必要性がなくなるなど、大きな変革がなされることも想定されます。今後は、その推移を見守りながらタイミングを逃さず、着実に対応していくことが大事であると考えております。

議員御提案の、教育委員会主導での授業時間工夫による部活動の活動時間短縮につきましては、教員のゆとりや子供たちのけがへのリスクにも御配慮いただいた上での御提案であると考えますが、これまでの取組を意識的に実践させることに併せ、今後の国や県の動向にも注視しながら、教員の働き方改革への取組を進めてまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

**○議長（桑田公憲議員）** 中畑一二美議員。

**○3番（中畑一二美議員）** 平川市の教育委員会の考え方が、今の答弁で分かりました。

今回、来年度予算です、校務支援システムこれが導入される予定となっておりますけれども、小学校でパソコンの入替え含めて約6,000万円、中学校で約2,500万円の合わせて約8,500万円が予算計上されております。今回は新規導入ということなので、そういったイニシャルコストがかなりかかるわけでありましてけれども、この毎年のランニン

グコストがどのくらいかかるのか。また、併せてこの校務支援システムの内容ですね、お知らせください。

**○議長（桑田公憲議員）** 教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（一戸昭彦）** それでは、校務支援システムについてお答えいたします。これにつきましては、令和5年度当初予算に、小学校・中学校管理費に校務支援システム導入委託料として計上しております。このシステムの内容ですけれども、これは学校での成績処理だけではなく、グループウェアの機能も有していることから、教職員間によって情報共有も含め、広く校務と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を有しているシステムとなります。

例えば、具体的には、児童生徒の基本情報に関しては、出欠だったり、成績、健康状態、日々の様子や生活情報などの管理、これが一元管理できることとなります。また、教職員で見ますと、出欠管理、成績処理、年間指導計画の作成やそのほかのデータ化しての管理、また、このほかのグループウェア機能を有することから、教職員間での情報共有、各種申請とか報告会議、いろいろなものにペーパーレス化も促進されると。そのほかとしましては、保健系の機能も有してまして、例えば健康診断の結果管理とか、健康管理こういったものの機能を有しているシステムとなります。

今まではこれらについては、個々の教員でそれぞれで管理してたわけですが、このシステムを導入することによって、校務で取り扱う全ての情報を、まず一元管理できると、その一元化したデータもそれぞれの教職員間で、グループで共有できますので、引用してまた使うことができるということで、こういったことを含めると、教員の負担軽減と長時間労働の削減が期待できると。こういったようなシステムとなっております。

ランニングコストのお話がありましたけども、当初予算では導入委託料としましては小・中学校合計で3,404万1,000円となりますので、このシステムにつきましては、クラウド環境での導入を予定しております。このため、現在運用している学校ネットワークや各種支援ソフトで使用しているデータセンターに、新たにサーバを設置することを想定しております。自庁にサーバを設置しなくてもいいことから、今回の導入費用の中にランニング費用を含めているという形になっておりますので、導入後の保守費用はかからないこととなります。

その他のランニングコストとしましては、通信費につきましては既存のネットワーク回線を使用することから、通信費が追加で必要となることはないんですけども、データセンターに新たにサーバを設けることで、それについては利用料がかかります。それが月額3万6,000円、年額で43万2,000円の費用がかかるというのが、この別にかかるランニングコストということになります。

**○議長（桑田公憲議員）** 中畑一二美議員。

**○3番（中畑一二美議員）** ランニングコスト、そんなにかからないということで安心しました。これ慣れるまで大体半年ぐらいかかるんじゃないかと話も聞いておりますけれども、プレッシャーではないんですけどね、やっぱりこれせつかく入れるわけですので、もう県内でも何箇所も入れてるところないって話聞いてました。

八戸市と青森市と東通村あともうちょっとあるみたいですけど、弘前市でも入れてない、黒石市でも入れてない、そういうわけありますので、ぜひですね1日も早く、使

いこなせる、使いこなせないと意味ないので、それもまたICT得意な方だといいでしょうけども、不得意な先生もいるかと思しますので、その辺しっかりですね、1日も早く慣れるようにお願いしたいと思います。

ちなみにちょっとまた守谷市の話しますけれども、初日に原田 淳議員から教科担任制の話、質問がされてましたけれども、ここの守谷市では教科担任制、当然実施をしております、この教科担任制の先生方を県から待っててもしょうがないので、ここでは市の予算で、市の経費で雇用していると。理科の先生が7名、音楽4名、図工4名、15名を市の予算で雇って、そういう学校に配置しているということでありました。

あとそのほかにですね、ここの守谷市はALTと言って、外人の先生です、ALTを各学校に、全校に配置しているということでもあります。さらには、英語教育にも非常に力を入れてましてですね、これも当市でもやっておりますけれども、英検の受験料半額助成、これはうちのほうでも導入しておりますけれども、それをやってですね、なんと全国平均の合格者が、全国平均は25%ぐらいなんですけれども、なんと守谷市は55%も合格している、3級だと思えますけどね、合格しているということ。

なおかつそのほかにですね、DMM.comっていう会社ありますけれども、そこと契約をして、年間予算なんと500万円かけてですね、1人にその1人のネイティブティーチャーですね、外国人がこうやり取りできる、そういうシステムをやってまして、英語で直接その英会話をやる、そういうシステムを使っているということで。非常にやはり私も親としては子供がいれば、そういったところに通わせたいなというふうに思う、本当に魅力的なそういうことをやっておりますので、ぜひともですね、先ほど葛西勇人議員のほうからもありましたけれども、ここに本当は行って、実際に話聞いてもらえれば、たった4年でこういう全国の日本一と言われるぐらいになってるわけですので。もし行かないのであれば、例えばオンラインで研修受けるとか、そういうこともやってもいいのではないかなというふうに思います。

それで、できることできないこと、当然地域性みんなありますので、全てを守谷市のようにやればいいというわけではありません。守谷市で、今回の視察で印象に残ったことは、とにかくどんどん真似をしましょうということでありました。我々も何も知らないことをやる時は、誰かのまねをして覚えていくわけでありますので。ですから、分からないことはどんどん先進地にまねをして、合わないところがあれば、そこをカスタマイズして、自分のところに合ったものに変えていけばいいわけでありまして、当然成功したところのまねをすれば成功する確率は高いわけでありますよね。ですから、こういったチャレンジどんどんしてほしいと、チェンジとチャレンジということをやしてほしいと、当然新しいことをやるには意識改革が必要となります。

今回のこの視察では意識改革、この教育改革においては、特に教員の意識改革、やっぱり今までやってきたものを変えられると抵抗があるわけでありますので、そこは教育委員会主導でやることはやっていくということをしなければ、そういったいいふうに変わって行きませんので、そこはぜひお願いしたいなというふうに思います。

何もやらなければ何も変わらないということで、先日、工藤秀一議員もおっしゃっておいりましたので、とにかく知恵と工夫を出し合って、いろんなことにチャレンジしていくことによって、平川市もいい市になっていくものだと思いますので、どうか協力してや

っていきましょう。よろしくお祈いします。一般質問を以上で終わります。

○議長（桑田公憲議員） 以上で、3番、中畑一二美議員の一般質問は終了しました。  
午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第12席、4番、石田隆芳議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（石田隆芳議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員の一般質問を許可します。

○4番（石田隆芳議員） 議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

第12席、4番、新生会、猿賀の石田隆芳です。最後の一般質問となりますのでよろしくお祈いいたします。

今年の冬は例年と比べ降雪量が多く、幹線道路や通学路を中心とした生活道路確保のため、2月21日には豪雪警戒本部から豪雪対策本部に切り替わり、多くの職員の方々が御苦勞したことに対し感謝申し上げます。悪戦苦闘したその雪がいつの間にか溶け、ようやく春の兆しが見えてきたところです。春の来ない冬はないと言われますが、まさにこの言葉そのものだと感じます。

それでは本題に入ります。1 小学校におけるスキー授業と用具準備について。（1）授業内容について。小学校の学習指導要領では、スキーは「自然との関わり深いスキー、スケートや水辺活動などの指導については、地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意する」とあります。

冬場は室内生活が多く、運動能力や機能低下が顕著に現れ、日光に当たる時間が少なくなるため、日照不足に起因する精神的な面の影響があると言われています。そのため日光に当たると骨の形成に欠かせないビタミンDが体内で作られ、子供たちの骨の形成にも密接に関連していることから、冬も戸外活動を行って太陽光を浴びることは、子供だけではなく、積雪寒冷地域に住む全ての人間が健康に暮らすためには必要不可欠なものだと思われます。

さらに、子供の時期の自然の中での遊びの経験が成長期の様々な発達刺激となるだけでなく、高齢になっても運動を実行する契機となっていくことが多く、子供たちの戸外での遊びは、成年期の生活習慣病予防にもつながり、更年期においても雪や寒さに適応した活力年齢を延長させる身体資質と知恵を育んでくれるそうです。

このように子供たちが成長する過程においては、非常に有効なものではありますが、一方では、スキー授業が減少傾向にあり、その要因としてはスキー授業のために取り上げた他教科の授業の埋め合わせが厳しくなったことや、教師がスキー離れしてることも考えられます。

このことを踏まえ、当市では、小学校での冬期間の体育の時間にスキー授業を実施し

ていると思いますが、各小学校においてスキー種目や実施学年、指導体制、年間の授業時間数など、どのように授業を行っているのか、教育委員会としての見解をお知らせください。

(2) 用具負担についてであります。スキー事業における用具については、各家庭で用具を準備している学校がほとんどだと思いますが、用具を購入するに当たり、各家庭の負担が非常に大きいとの声が聞かれ、親御さんがスキーをする家庭であれば、スキー用具を購入したとしても無駄にはなりません、授業のためだけに購入するのであれば、経済的に負担が大きくなるので、授業そのものをやらないほうがよいという声も聞こえています。

現在、市として、各家庭の負担軽減のために行ってる補助金の支給等についてお知らせください。

**○議長(桑田公憲議員)** 教育長、答弁願います。

**○教育長(須々田孝聖)** 体育の時間におけるスキー事業の内容についてお答えします。

当市では、全ての小学校において実施しております。9校中、5校がアルペンスキー、3校がクロスカンリースキー、1校がアルペンスキーとクロスカンリースキーの両方を授業で取り扱っております。実施学年は、1校のみ3年生以上での実施としている以外は、全学年で実施しております。スキー授業の年間総時間数は、各校10時間程度で、校外でのスキー教室を行っている学校は、その分さらに5時間程度かけております。

授業は、基本的には複数体制で行って、安全確保を第一としながら、児童のスキー技術に応じた指導に努めています。

スキー用具の負担についての御質問は、教育委員会事務局長より答弁させます。

**○議長(桑田公憲議員)** 教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長(一戸昭彦)** 私からは、用具負担についてお答えします。

スキー授業で使用される用具準備における、児童全家庭への費用負担等への補助は行っておりません。

市ではこれまでも就学援助制度により、経済的理由や翌年度に入学を予定している未就学児保護者等で、住民税非課税世帯や国民年金減免措置を受ける世帯など、一定の要件を満たす世帯に対し、スキー用具購入等体育実技用具費として、小学校4学年時に2万6,500円を上限として、申請した保護者へ支給しております。

**○議長(桑田公憲議員)** 石田隆芳議員。

**○4番(石田隆芳議員)** 1つ目に授業内容についてですけれども、スキー授業というのは当市において、ほとんど学校がやっているとすけれども、必ず実施しなければならないのか。また、スキー授業に関する事前アンケートとかそういうものを保護者に実施しているのかお聞きします。

**○議長(桑田公憲議員)** 教育長。

**○教育長(須々田孝聖)** 小学校体育科の学習指導要領では、スキー、スケートなどについての記載として、「自然とのかかわりの深い活動については、学校や地域の実態に応じて積極的に行うこと」と示されていることから、当市では、各小学校で校長の判断の下、スキー授業を実施しております。

保護者アンケートについては、参観日等において、スキー授業の必要性や授業内容等

について説明しており、アンケートとしては実施しておりませんが、教育活動全般の状況をはかる学校評価の項目の中で、授業に関することへの保護者からの意見を聞き、次年度の教育活動の内容に反映するようにしております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 先ほど授業として年間10時間で、スキー教室として5時間ほどということでありましたけども、児童のスキーの技術に合わせた指導が必要だと思いますけれども、毎時間どのような人が何人で指導しているのか。また、指導している教員の人たちは、指導員の資格は必要なのか、必要ではないのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 指導人数については、先ほどお答えしましたが、複数体制で指導しており、毎時間2名以上で指導することを基本としています。学級によっては、学級担任以外の教員や特別支援学級担任、学習支援員、特別支援教育支援員など、多くの教員が授業に入って指導する場合があります。複数体制をとることで、グループでの指導や個別の指導を実施することができ、児童の技術向上につなげております。

なお、教員のスキー指導の資格については必要とされるものではありませんが、教員の指導力向上につながるように、各校で冬休みなどに研修を行ったり、スキー場に行つてですね。それから中南教育事務所主催の冬季学校体育実技講習会という講習会がありまして、そこでスキー技術の向上に努めております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 先生の講習とか、そういうものを入れてやっているということでありましたけれども、このスキー授業が教員の皆様の負担増加になってはいないかという考えもありますけれども、そこら辺を教育委員会としてはどういうふうに考えておるのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 教員の負担増加につきましては、スキー授業の実施については、学習指導要領で示されておりまして、体育の授業で指導するほかの運動と同じように、指導計画の中に位置づけられているものであります。各校では、指導するべき年間総時間数を超えて、スキー授業を特別に多く指導しているという実態はなくて、負担増加になっているとは考えておりません。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 負担にならないということですがけれども、一応指導員という先生方が2、3名つくということですがけれども、近年、スキー授業によるけがの報告はあるのか、あるとすれば何件ぐらいあるのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） スキー授業において、保険適用になるけがの報告は、ここ数年記録としてはございません。これは、どの学校でもスキー授業において、安全確保を第一に指導にあたっている成果が現れているものと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） けがの報告がないということですがけれども、けがの報告がないということが一番だと思しますので、これからも安全第一で指導を行ってもら



いたいと思います。これで（１）の授業内容については終わり、次の（２）の用具負担についてお伺いします。

市では、就学援助である体育実技のスキー用具の補助を、先ほど４年生に２万６,５００円を限度額として支給してとありましたけれども、なぜ４年生に限定して補助しているのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 就学援助制度では、学校教育基本法第１９条において、経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされております。

国の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱に基づいて定められた、市の就学援助事業実施要綱において、４学年時に保護者からの申請により補助を行うとする認定基準等規定を定めている理由については、学習指導要領に基づきスキー授業のレベルに合わせ、４学年時の支給が妥当であると判断し定めているものであります。

この支給時期については、他市町村の状況や保護者、学校の声を聞いた上で、要望がある場合は、４学年時だけにこだわらず、学年に幅を持たせて支給できるよう、今後対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○４番（石田隆芳議員） ４学年にこだわらないというような答えでしたので、そのところもよろしくをお願いします。

そして弘前市では、一般社団法人みらいねっと弘前が主催しているひろさきおさがり会があり、制服、子供服、絵本、おもちゃ、スポーツ用品等配布を行っておりますが、当市においても同様の取組があるのか、また、取組のない場合、市として、今後取り組む考えはあるのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 不要になったスキー用具等を回収し、配布している団体があるのかという御質問にお答えいたします。

弘前市の団体が開催している、ひろさきおさがり会と同様の取組を行っている市内の団体等については、現在のところ把握しておりません。

次に、市として取り組む考えはあるのかとの御質問にお答えいたします。

スキー用具については、市内９校において対応に相違はありますが、クロスカンントリースキーについては、一部の学校を除いて、学校保有のものを貸し出して授業を行っております。また、アルペンスキーについては、各家庭で準備しているところが多数であり、そのほか、卒業生からの寄附やレンタル業者の情報を伝えるなど、それぞれの学校が工夫を凝らして対応しております。

これらの現状から、今後につきましても、教育委員会が主導して取り組む考えはございませんので御理解をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○４番（石田隆芳議員） ９校のうちクロスカンントリーは学校で用意したり、あとはアルペンスキーは各家庭で用意するというふうになっておりますけれども、教育委員会のほうで、スキー用具とかスキーウェアなど、寄附の受付を市の広報紙とかで募集して、

スキー用具がない児童に配布を行うなどの対応が可能であるのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 教育委員会主導により、スキー用具等を寄附募集し、児童へ配布等の対応が可能であるかとの御質問にお答えいたします。

スキー学習は、各学校が学習指導要領に基づき授業に取り組んでいるものです。

議員御質問の寄附募集による用具の調達につきましては、経済的理由により準備が困難である保護者に対しては、先ほど答弁させていただきましたとおり、必要に応じて補助を行っておりますが、今回のように、教育委員会が用具について寄附募集し、配布まで行うといった対応については、寄附くださる方や、学校、保護者との調整、また、個人の要望に沿った調整など、非常に困難であることが想定されます。

このようなことから、今後につきましてもこれまで同様の対応とさせていただきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 最後になりますけれども、子供たちの成長というのは早いもので、1年生から6年生までの期間であれば、サイズアップにより、用具購入が3回ほど必要になるという声が聞こえております。

そのため、スキー用具のない児童は、レンタルとかそういうものがあると思いますけれども、親御さんの負担がより一層深くなると思いますので、親御さんの負担を軽減するためにも、スキーやスキーウェアのお下がりが有効であるとともに、物を大切に使うということも、ある意味で勉強になると考えられますので、ぜひとも市全体でなくても、各学校単位でもいいので、お下がりやスキーの寄附を考えてくださるようお願いいたします。私ので、私の一般質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 以上で、4番、石田隆芳議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次にお諮りします。

会期日程表のとおり、明日9日は常任委員会開催のため、13日、15日及び16日は予算特別委員会開催のため、10日、14日及び17日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑田公憲議員） 異議なしと認めます。

よって、次の本会議は20日午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後2時32分散会

# 1 空家等対策について

## 資料 1

令和5年3月8日 一般質問資料 葛西勇人作成

### (1) 平川市の空家等 (\*1) 対策の現状について

#### ア 平川市の空家の状況 (平成30年調査)

・市内住宅戸数：約11,620戸	市内空家戸数：約1,400戸	(うち、一戸建て住宅空家：1,190戸)
・空家率：	約12.0%	※「その他住宅」
市	65.0%	
全	41.1%	
青	51.6%	
森		
県		

内訳)	約1,400戸	(うち、一戸建て住宅空家：1,190戸)
・二次的住宅	310戸	※別荘や、残業などで運くなったときに露泊りする住宅
・賃貸用住宅	150戸	※新築・中古を問わず、賃貸のために空家になっている住宅
・売却用住宅	30戸	※新築・中古を問わず、売却のために空家になっている住宅
・その他住宅	910戸	腐朽破損あり 340戸 (↑:300戸)
		〃 なし 570戸 (↑:550戸)

■参照 「第2期平川市空家等対策計画」(令和3年3月)  
 (\*1) 空家等：建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが状態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む)

■出典 平成30年総務省住宅・土地統計調査の推計値より

## 空家等問題の放置 ▶ 防災・防犯・衛生・景観等の地域住民の生活環境が悪化 ▶ 地域力の低下!

### イ 平川市の空家等が発生する要因・背景

#### 所有者等

- ・管理者意識の希薄化
- 遠方に居住し、実態を把握していない
- 経済的負担(費用が工面できない)
- 活用や売却の意向がない(どうすればよいか分からない)
- ・相人に貸すことに抵抗がある
- ・相続人が分からない
- ・高齢化・単身世帯化が進んでいる
- 荷物がある(仏壇など)

#### 地域

- 所有者等に働きかけることには抵抗がある
- 所有者等の世代が代わり、現所有者が分からない
- 近隣との付き合いがない
- ・情報不足(相談先が分からない)

#### 市場

- ・需要(世帯数)と供給(住宅数)のミスマッチ
- ・新築至上主義(中古住宅市場の未発達)

#### 法制度

- 空家等の除却による住宅用地特例除外のため、土地の固定資産税がアップするため抵抗感がある

### ウ 平川市の空家等対策の基本的な方針に基づく施策(平川市総合的空家等対策)

基本的な方針	主な施策
① 発生予防・抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報紙、ホームページ等を利用した情報発信と普及啓発</li> <li>・不動産、法律等の専門家団体と連携した相談体制の充実</li> <li>・①木造住宅耐震診断支援事業/②木造住宅耐震リフォーム促進支援事業</li> <li>・移住者や子育て世代等への支援(③平川市すこやか住宅支援補助金事業)</li> <li>・三世代同居/近居促進事業(国の「長期優良住宅化リフォーム推進事業」等)</li> </ul>
② 適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者等による適切な管理の促進</li> <li>・市広報紙、ホームページ等を利用した情報発信と普及啓発</li> <li>・不動産、法律等の専門家団体と連携した相談体制の充実</li> <li>・シルバークロスセンター及び建設協会と連携した空家等管理の普及啓発</li> </ul>
③ 有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「弘前圏域空家・空地バンク」の設置による情報発信と需給のマッチング</li> <li>・一定の要件を満たす譲渡をした場合の税制上の特例措置(譲渡所得3,000万円特別控除)の周知・活用(※令和9年12月末まで延長予定)</li> <li>・①木造住宅耐震診断支援事業/②木造住宅耐震リフォーム促進支援事業</li> <li>・移住者や子育て世代等への支援(③平川市すこやか住宅支援補助金事業)</li> </ul>
④ 除却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・④老朽危険空家等解体撤去補助事業</li> <li>・⑤解体撤去後の固定資産税減免制度</li> </ul>
⑤ 推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平川市空家等対策協議会/平川市空家等対策庁内検討委員会の設置</li> </ul>

## 国も対策強化中(民法、不動産登記法等改正等) ▶ 「総合的空家等対策」の更なる取組が必要!

# 1 空家等対策について

## 資料 2

令和5年3月8日 一般質問資料 葛西勇人作成

### (1) 平川市の空家等対策の現状について

#### 工 主な施策事業の実績推移

事業・年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
<b>① 木造住宅耐震診断支援事業</b>						
実績	3	3	3	2	3	14
金額	330,000	330,000	330,000	272,000	136,000	1,398,000
<b>② 木造住宅耐震リフォーム促進支援事業</b>						
実績	1	2	1	2	2	8
金額	822,000	1,644,000	838,000	2,008,000	1,897,000	7,205,000
<b>③ 平川市すこやか住宅支援補助金事業（中古物件の購入のみ）</b>						
実績	2	4	8	4	3	21
金額	338,000	815,000	1,780,000	900,000	560,000	4,393,000
<b>④ 平川市老朽危険空家等解体撤去補助事業</b>						
実績	10	14	13	7	3	47
金額	4,341,000	6,876,000	6,500,000	3,250,000	1,250,000	22,217,000
<b>⑤ 空家等の解体撤去後の土地に係る固定資産税減免制度</b>						
実績	0	0	8	15	16	39
金額	0	0	89,700	155,900	144,700	390,300
合計	16	23	33	30	27	129
金額	5,831,000	9,665,000	9,537,700	6,585,900	3,987,700	35,607,300

△実績件数／金額が一番多いのは、④老朽危険空家解体撤去補助事業で、過去5年間で47件の空家が解消して。その件数は、右の「力」の「勧告」措置の件数に近似しており、その措置による固定資産税等の住宅用地特例除外が影響しているものと思われる。

△④事業の影響で、⑤固定資産税減免制度の利用が増加傾向にある。

### オ 空家等の不良度判定レベル別内訳と実績推移

不良度判定レベル	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
老朽危険	6 (瓦葺屋根の恐れ)	15	13	27	27	27
	5 (倒壊の恐れ)	33	30	40	40	40
	4 (修理が必要)	9	7	8	8	8
	3 (一部修理が必要)	39	36	48	46	47
一部修理	2 (一部修理が必要)	172	172	182	172	172
	1 (一部課題あり)	3	3	1	1	0
利活用可能	0 (修繕必要なし)	152	148	111	103	105
	合計	423	409	417	397	399

△不良度判定における直近の老朽危険レベルの件数は、固定化している。  
△利活用可能レベルは減少傾向にあるが、全体的には横ばいの傾向にある。

### カ 特定空家等（\*2）推計値、それに対する措置等と実績推移

措置	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定空家等の推計値		23	21	21	19	19
（緊急安全措置）		2	0	1	0	0
（行政/略式）代執行		0	0	0	0	0
命令		0	0	0	0	0
勧告		24	21	0	0	3
助言又は指導		37	42	16	0	2
特定空家等通知		40	13	15	2	1
立入調査		6	1	1	0	0
情報提供・相談受付		68	23	17	7	18

（\*2）特定空家等：空家のうち、放置することが不適切な状態にある建物（その敷地を含む）をいう。倒壊等若しくは保安上危険な状態、若しくは衛生上有害となる状態、若しくは景観を損なう状態、周辺の生活環境保全のため放置できない状態が当たる。

△過去5年間の特定空家等の推計値は横ばい。命令と代執行の措置はなし。

# 1 空家等対策について


## 資料 3

令和5年3月8日 一般質問資料 葛西勇人作成

■参照 平川市ホームページ「まちづくり懇談会」

### (2) 平川市の空家等対策の課題について

#### ア 空家等の主な課題（※平川市まちづくり懇談会（平成30年5月～令和4年6月まで開催分）での会議録を参考）

No	市民からの質問内容の概要	市からの回答	主な課題
1	<p>何年も前から一部が壊れている危険性の高い空家があり、近隣住民は日ごろから不安を抱えながら生活している状況である。持ち主がいるため勝手な対応は難しいとは思いますが、行政の力で対応をお願いしたい。</p> 	<p>全国的に空家が増えている状況の中、行政で空き家の撤去をすることが非常に難しい。令和元年（※厳密には平成30年度）の市内の空き家の件数は420件ほどで、そのうち特定空家は23件ほどである。  <b>当市からは持ち主にに対して改善してほしい旨を要望しているが、なかなか実施されていない状況である。</b>市では空き家の解体費用に対する助成があり、昨年度はそれを利用して解体していただいた例もある。<b>行政が空き家の解体を執行した場合、持ち主に費用を請求することになるが、回収できない可能性が高い。</b>  <b>そこに市民の方々の税金を充てることも後ろめたく課題となっている。</b>            台風等の災害で屋根が破損した場合は消防と連携し、ロープ等で補強して二次被害が起きないように対応している。また、市で平成29年に定めている空家等対策計画においては、特定空家に認定された空家の持ち主に<b>対し、最初に助言・指導を行い、改善されない場合は勧告を行う。</b>それでも改善されなければ命令を出し、行政代執行となる。なんとかが空家を減らしていきたい気持ちはあるが、なかなか行政代執行まで踏み込めない状況である。</p>	<p>◎代執行の費用問題            →費用回収できない可能性が高いので、代執行に踏み切れない?!</p> <p>◎危険空家等解体撤去の費用問題</p>
2	<p>空地・空家の雑草や雑草、ハチの巣、動物の発生などへの対応について、持ち主がわからず連絡がとれないと、市としては対応できないといわれた。</p> <p>所有者が不明な空家を切ることはできないか。</p>	<p>個人の資産については市が対応することはできない。例えば、アメリカシロヒトリについては、町会に対応をお願いしたいということで、防除のための機器の貸出や薬剤の配布を行っている。            職員が対応するには、人的な余裕も不足している。</p> <p>所有者の承諾を得なければ、切ることができない。</p>	<p>◎所有者不明土地・建物問題</p> <p>◎相隣関係問題</p>
3	<p>現在、空き家とみられる家が2件あり、持ち主が病気になる<b>ってそのまま連絡がつかなくなつた</b>ところもある。個人情報問題で難しいと思うが、市で持ち主が元気なうちに連絡先などを収集することができないか。</p>	<p>事前に連絡先を集めることは難しい。また、行政が介入するには、元気づちからではなく、空き家が崩壊する直前の対応となる。            個人の財産であることから、あくまで本人との交渉が前提である。</p>	<p>◎管理不全土地・建物問題</p>
4	<p>今後空き家が増えていくことが予想されるので、住まいを探している方や移住者に提供する等の<b>活用の仕方</b>を考えていけばよいのではないか。</p>	<p>空き家が増えていることは全国的な問題であり、市内の空き家の所在や危険性については、調査を実施したので把握している。            その活用についてはさまざま検討しているが、空家バンクへの登録制度の利用や、解体・撤去費用の一部補助も実施している。</p>	<p>◎空家等の利活用問題</p>

## 1 空家等対策について

## (3) 課題解決に向けた施策等について

## ア 空家等対策についての新制度・ルール創設及び課題解決に向けた施策案(提言)

No	主な課題	新制度等の創設・改正/課題解決に向けた施策案(提言)
1	◎代執行の費用問題 ◎危険空家等解体撤去の費用問題	<p>▶<b>環境保全を目的とした「法定外目的税」の創設(案)</b>  <small>(目的)</small> 環境保全を目的として、危険空家等解体撤去の(行政/略式)代執行などの費用に充てる。  <small>(納税義務者)</small> 空家の所有者(※課税物件は空家の所有)  <small>(課税標準・税率)</small> 必要とされる行政コストを予想し、それを空家の戸数で除すことにより、課税物件一単位あたりの税負担を設定する。</p> <p>▶<b>空家等の解体撤去費用の事前徴収制度の創設(案)</b>  <small>〃</small> <b>固定資産税上乘せ・積立制度の創設(案)</b>            相続放棄や所有者不明になった場合に備え、空家の所有者から解体撤去費用を事前徴収する仕組みや固定資産税への上乗せ、積立する仕組みを創設する。</p> <p>■<b>「所有者不明土地・建物管理制度」の創設【令和5年4月1日施行 民法等一部改正】</b>            所有者不明の土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てて、当該土地・建物の管理人を選任してもらうことができるようになる。管理人は、裁判所の許可を得れば、当該土地・建物を売却することも可能。</p> <p>■<b>越境した竹木の枝の切り取りルールの改正【令和5年4月1日施行 民法等一部改正】</b>            越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、次のいつれかの場合には、枝を自ら切り取ることができるようになる。            ①竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき            ②竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき            ③窮迫の事情があるとき</p>
2	◎所有者不明土地・建物問題 ◎相隣関係問題	<p>■<b>「管理不全土地・建物管理制度」の創設【令和5年4月1日施行 民法等一部改正】</b>            所有者が適切な管理をしていないために他人の権利が侵害されるおそれがある土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てて管理人の選任をしてもらうことができるようになる。これにより、破損が生じている壁の補修工事や、ゴミの撤去・害虫の駆除等を管理人に依頼することも可能となり、土地・建物の適切な管理が期待できる。</p>
3	◎管理不全土地・建物問題	<p>■<b>「空家等管理活用支援法人(仮称)に関する指定制」の創設【令和5年3月上旬に閣議決定予定】</b>            空家物件の利活用を促すため、空家対策に取組むNPO法人などが、市区町村の指定を受けた上で、所有者の相談対応等に当たる「空家等管理活用支援法人(仮称)」に関する指定制を設ける。</p>
4	◎空家等の利活用問題	<p>▶<b>空家の地域サロン改修(リノベーション)助成金の創設(案)</b>  <small>〃</small> <b>家賃助成金の創設(案)</b>            空家物件の利活用を促すため、NPO法人等の地域団体や高齢者、子育て世代の方々が気軽に利用できる場所として活用する場合、改修費用の一部や家賃の一部を助成する。</p>

## 2 太師森遺跡の保存と活用について

### (1) 太師森遺跡の歴史的・文化的価値について

#### ア 青森県中南地域の縄文文化について

##### ①特徴

- ・縄文中期後半から後期に「石の文化」が栄える！栄えた理由は不明である???

##### ②石の文化（配石遺構）

###### ▼環状列石（ストーンサークル）

- ・概ね縄文時代後期に造られる。中南地域で代表的な遺跡は、「大森勝山遺跡」（弘前市）と「太師森遺跡」（平川市）である。
- ・環状列石が造られる理由はまだ解明されておらず、祭祀場（さいしば）説、墓地説、天体運行説、環状集落説、その他、諸説あり。

###### ▼石棺墓

- ・概ね古墳時代、縄文時代後期に造られる。もっとも、埋葬方法は、以下の通り特異である。

- (i) 石棺墓に遺体を埋める → (ii) 遺体が朽ちる → (iii) 再びその墓を掘って骨を取り出す → (iv) 骨を川で洗う → (v) 甕形（かめがた）土器に入れる → (vi) 儀式を行う → (vii) 甕形土器を再葬土器棺墓に埋葬する ※甕形土器に納められなかったものもあり

- ・再葬土器棺墓に埋葬した理由については、甕形土器を母親の胎内に見立て、人骨を胎児の姿勢に組み立てて再埋葬していることから、**死者の再生を希求した行為**と考えられている。

- ・この特異な埋葬方法は、**特別な身分の人の死に際して行われたと考えられる**ことから、**縄文時代に身分制度があったのか?** (※) また、**これまでのところ青森県を中心に秋田・岩手両県北部で多く発見されている**ことから、**この時期に違う文化（人）、考え方が流入してきたのか??、不明である。**

##### ③石の文化の影響

- ・中南地域の遺跡から発見されている環状列石は、**関東地方（山梨県のあたり）から伝わってきたと考えられている。**
- ・**石棺墓の風習**がどのようにして発生し、どうして衰退したのかは不明だが、この風習は、研究によると北東北で生まれ、関東地方に伝わっていったと考えられている。もしかしたら、**青森県が発祥なのではないか???**、これについてはまだ解明されていない。

(※) 一般的には、縄文時代に身分制度や賞罰の差はなかったと推測されている。

#### イ 太師森遺跡（場所：平川市新屋遠手沢）について

##### ①特徴

- ・縄文時代の前期、中期、後期、晩期、そして平安時代の長い期間使われていた遺跡。後期前葉の**環状列石と石棺墓群（図2）が配置**されている。これまで発見されている環状列石は、円形であることからストーンサークルと呼ばれるが、太師森遺跡の環状列石では、約4、300個の石が使用されており、直径約40mの「逆C字状」に近い形に作られている。また、環状列石は**日時計状細石など（図3）**多数の組石遺構と環状列石の組み合わせで形づくられている。なお、この石は一度に持ち込まれたのではなく、時間をかけて少しずつ持ち込まれており、少なくとも**世代を超えてつくられている**ことはまちがいない（縄文人の一生は、30年～40年と言われている）。
- ・**石棺墓（図1）や再葬土器棺墓など、再葬にかかわる特殊な遺構も発見**されている。また、その他に**竪穴建物跡も発見**されている。
- ・環状列石の中央部から、**土器棺（図1）が2基みつか**り、**環状列石を意図して埋葬されていたと考えられている。**
- ・環状列石、石棺墓、土器棺が一纏めにみつかつた遺跡は、全国的にも珍しい。縄文の古墳なのか??、これについてはまだ解明されていない。

**環状列石と石棺墓が共存している太師森遺跡は、世界的に貴重な縄文遺跡！**



図1 太師森遺跡で発掘された石棺墓と土器棺（右）



## 2 太師森遺跡の保存と活用について

### (2) 太師森遺跡の保存について

#### ア 「埋蔵文化財包蔵地（遺跡）」について

- ・埋蔵文化財とは、文化財保護法で「土地に埋蔵されている文化財」と定義されるもので、この埋蔵文化財を包蔵する土地のことを「埋蔵文化財包蔵地（一般には遺跡）」と呼んでいる。この太師森遺跡は、新屋財産区内に位置する、埋蔵文化財包蔵地となっている。
- ・文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地にて土木工事など開発事業を行う場合には、青森県教育委員会（以下「県教委」という。）に事前に届出等をしなければならない。
- ・埋蔵文化財に係る開発等行為のフローは以下の通りとなっている。

- |       |  |
|-------|--|
| (i)   | 開発予定地が、埋蔵文化財包蔵地に含まれるか平川市教育委員会（以下「市教委」という。）に照会（含まれる場合は、(ii)～(iv)） |
| (ii)  | 事前協議、試掘調査等を実施し、「土木工事等のための発掘に関する届出書」を市教委から県教委に提出                  |
| (iii) | 県教委から取扱措置（「慎重工事」or「工事立会」or「発掘調査」）が通知                             |
| (iv)  | 取扱措置「発掘調査」の場合は、調査終了後に開発可能となる。                                    |

#### イ 間伐事業での太師森遺跡の一部損壊に対する原因分析と再発防止策について

##### ① 遺跡損壊の経緯

平成12～17年度	学術調査（国庫補助事業）を実施（発掘調査後に埋戻し）▶文化庁等からも評価され、「国史跡指定」に向け準備を進める。
平成20年度	土地所有者と国、青森県、平川市で「史跡指定」申請に向け協議したが、指定範囲等で折り合わず、土地所有者の同意が得られなかったため、その申請は見送られる。 ※その後は、定期的に文化財パトロール事業を実施し現地確認を行う。また、周囲に「平川市教育委員会」の標柱も立てる。
令和4年5月	一般の方からの「太師森遺跡へブルドーザーが入っている」との情報提供により、間伐事業の実施による作業道が整備されることが判明。市教委で現地確認をした結果、土嚢袋や配石の一部が露出しており、明らかな損壊が認められる。

##### ② 原因分析と再発防止策について

#### ウ 「国史跡指定」制度等による保存の強化について

##### ① 「国史跡指定」制度による保存について

- ・日本国内の遺跡うち、日本の歴史を正しく理解するうえで欠かせない学術的価値をもつ重要なものを史跡として指定し保存を図って、後世に引き継ぐ制度である。
- ・指定されると新たな深い規制を伴う土木・建築工事や開発行為等はできなくなる。

##### ② 「国史跡指定」制度以外の制度や方法による保存について

#### (3) 太師森遺跡の活用について（提言）

##### ア 市内外への周知や観光資源化への調査・検討（ねらい：世界文化遺産「北海道・北東北縄文遺跡群」観光客の取込み！）

##### イ 「平川市縄文遺跡群活用推進ビジョン」（仮称）の策定と活用推進組織の立上げ

- ・市内の遺跡群に蓄積された成果を確認し、その保存・活用に関する方針・計画としてビジョンを策定。活用推進組織を立上げて具体的な施策を実施。

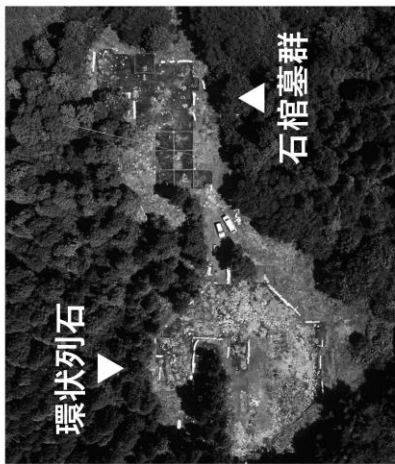


図2 太師森遺跡（環状列石及び石棺墓群）



図3 太師森遺跡で発掘された日時計状組石と土偶（右）